

平成15年第2回北信広域連合議会定例会会議録

---

北信広域連合告示 第3号

平成15年10月20日(月) 中野市役所31号・32号会議室に開く。

---

平成15年10月20日(月) 午前10時開議

---

議事日程(第1号)

- 1 開会
- 2 仮議席の指定
- 3 議席の指定
- 4 会議録署名議員指名
- 5 会期等の決定
- 6 議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 7 議案第2号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 8 議案第3号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 9 議案第4号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
- 10 議案第5号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 11 議案第6号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
- 12 議案第7号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
- 13 議案第8号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 14 議案第9号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 15 議案第10号 平成15年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算(第1号)
- 16 議案第11号 平成14年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 17 議案第12号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 18 議案第13号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 19 議案第 14 号 平成 14 年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 20 議案第 15 号 平成 14 年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 21 議案第 16 号 平成 14 年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定  
について
- 22 議案第 17 号 平成 14 年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 23 議案第 18 号 平成 14 年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算  
認定について
- 24 議案第 19 号 平成 14 年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出  
決算認定について
- 25 議案第 20 号 平成 14 年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第 21 号 平成 14 年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 議案第 22 号 北信広域連合監査委員の選任の同意について

---

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり（21名）

1番 勝山泰明君	14番 大塚一夫君
3番 高相美智子君	15番 小林克彦君
4番 丸山惣平君	16番 大塚武志君
5番 田中昭男君	17番 青木豊一君
6番 小林洋之君	18番 吉岡勝君
7番 小島友一君	19番 桜沢恒友君
8番 赤津安正君	20番 上野博文君
9番 望月弘幸君	21番 浦野良平君
10番 中嶋元三君	22番 山崎治茂君
11番 高木尚史君	23番 湯本一君
12番 山崎一郎君	

欠席議員 次のとおり（2名）

2番 荻原勉君	13番 内田克己君
---------	-----------

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長	原 信重	保険福祉係長	宮 崎 均
事務局次長補佐	海 野 昇 正	主 査	小 野 幸 司

---

説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫 君	幹 事	岩 本 敏 男 君
副広域連合長	木 内 正 勝 君	幹 事	芳 川 憲 夫 君
副広域連合長	中 山 茂 樹 君	幹 事	河 野 勇 治 君
副広域連合長	柳 澤 萬 壽 雄 君	幹 事	藤 田 忠 良 君
副広域連合長	高 橋 善 造 君	幹 事	桑 原 富 平 君
副広域連合長	清 野 眞 木 生 君	事務局次長	月 岡 保 男 君
副広域連合長	高 橋 彦 芳 君	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子 君
助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	池 田 剛 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	松 木 隆 一 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	小 林 裕 正 君
幹 事	西 沢 弘 行 君	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄 君
幹 事	清 水 侃 君	ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄 君

---

(開 議) (午前10時35分)

(開会に先立ち、事務局長原信重君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

## 1 開 会

議長(小林洋之君) ただいまの報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

この際、日程に入る前に、報告事項を申し上げます。

豊田村議会、木島平村議会及び山ノ内町議会選出議員の任期満了に伴い、それぞれ新議員の選出報告がありましたので、ご報告いたします。

ここで、新たに広域連合議会議員になられた方々をご紹介します。

田中昭男君。吉岡勝君。山崎治茂君。山崎君は、再任であります。

勝山泰明君。小島友一君。高相美智子君。小林克彦君、以上であります。

これより、平成15年第2回北信広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります、議事日程第1号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 2 仮議席の指定

議長（小林洋之君） 日程2、この際、議事の進行上、新しく議員になられました議員について、仮議席を指定します。

仮議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

---

議長（小林洋之君） ここで、広域連合長からあいさつがあります。

綿貫広域連合長。

（広域連合長 綿貫隆夫君登壇）

広域連合長（綿貫隆夫君） 本日ここに、平成15年第2回北信広域連合議会定例会を招集いたしましたところ、ご出席いただきまして、厚くお礼申し上げます。

今年の夏は、長引いた梅雨に引き続き冷夏に見舞われたものの、9月に入ってから猛暑もありまして、心配された果樹等の農作物への影響も、その後やや回復傾向が見られました。しかし、稲作については、9月26日の農水省の発表によると、長野県の作況指数が96の「やや不良」と見込まれ、影響が心配されます。

8月8日の台風10号については、日本列島に上陸はしたものの、幸いにも本県への直撃は免れました。大きな被害もなく経過いたしましたことは、誠にご同慶に堪えない次第であります。

当圏域を流れる千曲川の、築堤事業についても、着実に工事進捗が図られております。この10月29日には、中野市栗林地籍の堤防竣工式が行われるとの報告も受けております。今後の災害防止の面からも、沿岸の早期完成が望まれるところであります。

さて、当地域で進められております大型事業のうち、北陸新幹線の建設につきましては、着々と事業進捗が図られ、圏域内全線に渡ってその容姿がみられることは、誠に喜ばしい限りであります。ただ、9月11日、飯山トンネル工事におきまして、土砂流出事故が発生し、負傷者が出たとの報道がありました。安全を確保される中での、早期完成、早期開通が望まれるところであります。

この新幹線に関連して、昨年度から研究を進めております「新幹線飯山駅」開業を視野に入れた「広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会」も、昨年度末の中間報告に引き続き、部会、作業部会と頻りに検討を続けております。広域的な幹線の観光ルート設定、幹線道路設定も、最終段階に入っております。又、新たに広域観光看板等の取り組みを、圏域案内サイン部会を立ち上げ研究を進めております。

次に、経済情勢についてであります。県下でもようやく回復の兆しが見えてきたように思います。日銀松本支店が発表しました9月の、県内企業短期経済観測調査、いわゆる「短観」によりましては、業績が「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を差し引きました「業況判断指数」は、2期連続して上昇するなど、県経済の業況について、「底入れしつつある」としてあります。今後の、堅実な景気回復を願うものであります。

さて、北信広域連合の主要事業であります、老人ホームの運営につきましては、関係の皆さんのご協力によりまして、順調に推移をしております。

平成14年度決算につきましては、広域連合として、介護保険制度が施行されてからの3回目の決算となりました。おかげさまで、各会計とも順調な決算をすることができました。細部につきましては、各議案の中でご説明申しあげますが、今後とも健全財政の堅持に努め、北信地域の福祉増進に努めて参る所存であります。

議員各位におかれましても、格別なご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日提案いたします議案は、予算案10件、決算認定11件、人事案1件の、計22件であります。よろしくご審議いただきますようお願い申しあげまして、ごあいさついたします。

---

### 3 議席の指定

議長（小林洋之君） 日程3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第四条の規定により議長において指定いたします。

議員の氏名とその議席の番号を、事務局長に朗読させます。

（事務局長原信重君、議員氏名と議席番号を朗読する。）

議員氏名と議席番号を朗読いたします。

1番、勝山泰明議員、3番、高相美智子議員、5番、田中昭男議員、7番、小島友一議員、15番、小林克彦議員、18番、吉岡勝議員、22番、山崎治茂議員、以上でございます。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

---

### 4 会議録署名議員の指名

議長（小林洋之君） 日程4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第八十条の規定により、議長において、

14番、大塚一夫君、

15番、小林克彦君、

を指名いたします。

---

### 5 会期等の決定

平成15年第2回北信広域連合議会定例会運営日程（案）

会期：平成15年10月20日（月）～10月23日（木）4日間

月日	曜日	時間	会議	摘要
10月20日	月	午前10時	本会議	開会、会期等決定、議案提案説明
21日	火		休会	議案審査のため
22日	水		"	議案審査のため
23日	木	午前10時	本会議	議案質疑、一般質問、討論、採決、閉会

議長(小林洋之君) 日程5、会期等の決定について、を議題といたします。

本定例会の会期につきましては、お手元に配布いたしました、平成15年第2回北信広域連合議会定例会運営日程(案)のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林洋之君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期については、運営日程(案)のとおりと決しました。

なお、監査委員から報告のありました、例月出納検査及び決算審査の結果を、お手元に配布してありますのでご了承願います。

議事に入る前に、議案の「北信広域連合」の部分については以降省略をさせていただきますので、ご了承願います。

- 
- 6 議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)
  - 7 議案第2号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)
  - 8 議案第3号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
  - 9 議案第4号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)
  - 10 議案第5号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
  - 11 議案第6号 平成15年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算(第1号)
  - 12 議案第7号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算(第1号)
  - 13 議案第8号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算(第1号)
  - 14 議案第9号 平成15年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)
  - 15 議案第10号 平成15年度北信広域連合公平委員会特別会計補正予算(第1号)

議長(小林洋之君) 日程6、議案第1号、平成15年度一般会計補正予算(第1号)から、日程15、議案第10号、平成15年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの、10議案を一括して議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第1号から議案第10号までの10件を、一括してご説明申し上げます。

はじめに、議案第1号 平成15年度北信広域連合一般会計補正予算(第1号)について申し上げます。

なお、「北信広域連合」の部分につきましては、以降省略させていただきますので、よろしくお願いたします。

本案は、補正額3,127万円の追加で、補正後の予算総額は3億2,939万3千円となります。

歳入では、分担金及び負担金のうち、病院群輪番制病院設備整備事業の市町村分担金として、飯山赤十字病院のX線装置設置の補助等に伴う676万2千円の追加、ふるさと苑建設時の補正予算債に係る交付

税バック分として648万4千円の追加及び、経常経費確定に伴う168万8千円の減額であります。

県支出金では、同じく、病院群輪番制病院設備整備事業の飯山赤十字病院のX線装置設置の補助金及び運営事業費補助要綱の改正に伴う運営補助金、1,352万4千円を追加し、繰入金では、人事異動に伴う事務局人件費分の各施設会計よりの繰入金、145万5千円を減額し、繰越金では、14年度決算に伴う539万3千円を追加し、諸収入では、雑入のコピー機使用料225万円を追加するものでございます。

歳出につきましては、総務費では、人事異動に伴う人件費の確定に伴い、一般管理費の人件費関係を組み替え、また、コピー使用の増に伴い印刷製本費に225万円を追加し、企画費では、長野広域連合と連携して実施する広域観光施設ガイド作成費150万円の、印刷製本費から負担金への組み替え、備品購入確定に伴う入札差金の減額等で、2万4千円の減額。民生費においては、やはり人事異動に伴う人件費の確定に伴い、介護保険総務費の人件費関係を組み替え、介護認定審査会の臨時会の開催に伴う委員報酬等101万5千円の追加及び、老人福祉費のふるさと苑会計への交付税バック分の繰出金648万4千円の追加であります。

衛生費においては、病院群輪番制病院設備整備事業の、飯山赤十字病院のX線装置の設置補助金及び運営事業費補助要綱の改正に伴う運営補助金、2,028万6千円を追加するものであります。

次に、議案第2号 平成15年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額1,909万1千円を追加し、補正後の予算総額は4億2,632万4千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定に伴い1,474万4千円の減額、利用率増に伴う短期利用者負担金449万5千円の追加、県支出金では、産休・療休代替の雇用に係る、社会福祉施設代替職員雇用事業補助金の制度廃止に伴い、19万2千円の減額、寄附金では、一般寄附金7万円の追加、繰越金では、14年度決算に伴い2,942万1千円追加し、諸収入では、嘱託職員の増に伴う雇用保険本人負担分4万1千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の中途退職、人事異動に伴う欠員、産休・育休等による代替職員の増に伴う報酬405万3千円の追加、職員の中途退職、人事異動、育休に伴う給料等人件費を、1,174万3千円減額し、産休・育休等による臨時職員の賃金、58万8千円の追加、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金25万円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、インターネット接続プロバイダー通信料等の役務費、5万6千円の増、一般管理用備品購入に伴う入札差金7万8千円の減額、同じく、施設生活費においては、嘱託医交替に伴い不要となった処方箋取扱謝礼3万8千円の減額、介護用マット等備品購入に伴う入札差金6万1千円の減額、同じく、保健衛生費では、医薬材料費の在庫管理の徹底に伴う40万2千円の減額であります。

諸支出金では、財政調整基金積立金を、2,696万6千円を追加するものでございます。

次に、議案第3号 平成15年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額1,318万8千円を追加し、補正後の予算総額は3億3,747万7千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定に伴い1,384万5千円の減

額及び管理栄養士の特養専任化に伴う食事費負担金209万1千円の追加、利用率増に伴う短期利用者負担金182万6千円の追加、繰越金では、14年度決算に伴い繰越金2,311万6千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の産休・育休による代替職員の増に伴う報酬77万8千円の追加、職員の人事異動に伴う給料等人件費を、533万7千円追加し、職員の療休による臨時職員の賃金、161万8千円を追加し、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金22万9千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、インターネット接続工事及び備品の入札差金による50万7千円の減額。施設生活費においては、財源の組替えによるものであり、増減はありません。諸支出金では、財政調整基金積立金を、619万1千円を追加するものでございます。

次に、議案第4号 平成15年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額844万2千円を追加し、補正後の予算総額は1億2,160万4千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、民生費負担金が、措置費の改定に伴い、160万5千円の減額、繰越金では、14年度決算に伴い、1,004万7千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、人事異動に伴う調理員欠員の代替嘱託職員報酬163万6千円の追加、職員の人事異動に伴う給料等人件費を、243万6千円減額し、養護の専属栄養士の配置に伴う賃金、104万9千円を追加し、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金6万8千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、インターネット接続工事及び備品の入札差金による6万1千円の減額であります。諸支出金では、財政調整基金積立金を、832万2千円を追加するものでございます。

次に、議案第5号 平成15年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。本案は、補正額1,139万3千円を追加し、補正後の予算総額は2億8,239万3千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定に伴い1,202万4千円の減額及び管理栄養士の特養専任化に伴う食事費負担金199万8千円の追加、利用率増に伴う短期利用者負担金182万6千円の追加、県支出金では、産休・療休代替の雇用に係る、「社会福祉施設代替職員雇用事業補助金」の制度廃止に伴い、3千円の減額、繰越金では、14年度決算に伴い2,092万9千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の人事異動に伴う代替職員の減に伴い、報酬173万3千円の減額、職員の人事異動及び育児休業者3人分の給料の減額等に伴い人件費を、914万2千円減額、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金20万8千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、特殊浴槽等の備品購入に伴う入札差金42万3千円の減額であります。諸支出金では、財政調整基金積立金を、2,289万9千円を追加するものでございます。

次に、議案第6号 平成15年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。



本案は、補正額603万2千円を追加し、補正後の予算総額は、1億3,723万2千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、民生費負担金が、措置費の改定に伴い、158万7千円の減額、国庫支出金では、大規模修繕工事の事業費確定に伴い、整備費補助金30万7千円の減額、県支出金では、同じく大規模修繕工事の事業費確定に伴い、整備費補助金15万4千円の減額、産休代替職員雇用に係る「社会福祉施設代替職員雇用事業補助金」19万2千円の追加であります。繰越金では、14年度決算に伴い、788万8千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、産休・育休代替嘱託職員の報酬81万9千円の追加、養護の専属栄養士の配置に伴う賃金、92万5千円の追加、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金6万8千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、ボイラー修繕に15万9千円の追加、屋根葺き替え等の大規模修繕工事の事業費確定に伴い入札差金分59万8千円の減額、一般管理用備品の入札差金による1万円の減額であります。諸支出金では、財政調整基金積立金480万5千円を追加するものでございます。

次に、議案第7号 平成15年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額1,089万5千円を追加し、補正後の予算総額は3億4,816万2千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定等に伴い845万円の減額、県支出金では、産休・療休代替の雇用に係る「社会福祉施設代替職員雇用事業補助金」の制度廃止に伴い、38万7千円の減額、繰越金では、14年度決算に伴い1,973万2千円の追加でございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の中途退職、人事異動に伴う欠員、産休・育休等による代替職員の増に伴う報酬285万円の追加、職員の中途退職、人事異動、育休に伴う給料等の人件費を、1,460万円減額し、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金22万2千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、非常照明設備バッテリー取替え修繕費、17万5千円の増、一般管理備品購入に伴う入札差金4万9千円の減額、同じく、施設生活費においては、食器洗浄機購入に伴う入札差金110万9千円の減額であります。諸支出金では、財政調整基金積立金、2,385万円を追加するものでございます。

次に、議案第8号 平成15年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

本案は、補正額1,241万4千円を追加し、補正後の予算総額は、3億381万円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定等に伴い891万5千円の減額、県支出金では、産休・療休代替の雇用に係る「社会福祉施設代替職員雇用事業補助金」の制度廃止に伴い、2万2千円の減額、繰越金では、14年度決算に伴い2,135万1千円を追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、職員の産休・育休等による代替職員の退職に伴う報酬16万5千円の減額、職員の人事異動に伴う給料等の人件費を、470万6千円減額し、産休・育休等による臨時職員の賃金、28万9千円を追加し、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金20万

2千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、施設長研修の不要に伴う旅費・負担金14万8千円の減額、燃料代の単価変更等に伴い11万6千円の減額、下水道使用料の14年度調整費の確定に伴う6千円の追加、一般管理用備品購入に伴う入札差金4万9千円の減額であります。同じく、施設生活費においては、燃料代の単価変更等に伴い128万円の減額、使用見込み量の変更に伴う光熱水費64万2千円の減額、特別食等利用者数変更に伴う賄材料費24万8千円の減額、下水道使用料の14年度調整費の確定に伴い27万4千円を追加するものでございます。諸支出金では、財政調整基金積立金を、1,940万1千円を追加するものでございます。

次に、議案第9号 平成15年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額3,129万円を追加し、補正後の予算総額は3億3,326万2千円となります。

歳入では、分担金及び負担金の、一般利用者負担金が、介護報酬単価改定に伴い1,259万8千円の減額、利用率増に伴う短期利用者負担金240万9千円の追加、県支出金では、産休・療休代替の雇用に係る「社会福祉施設代替職員雇用事業補助金」の制度廃止に伴い、2万2千円の減額、繰越金では、14年度決算に伴い3,498万6千円を追加し、諸収入では、雑入の、嘱託職員の増に伴う雇用保険本人負担分3万1千円の追加、繰入金では、施設建設時の補正予算債に対する交付税措置分の繰入金648万4千円の追加であります。

歳出につきましては、民生費の施設総務費におきまして、産休・育休による代替職員の増に伴う報酬404万7千円の追加、職員の中途退職、人事異動、育休に伴う給料等人件費を、220万円減額し、療休代替による臨時職員の賃金を、35万7千円追加し、一般会計への事務局人件費相当分の繰出金20万8千円の減額であります。同じく、施設管理費におきましては、一般管理用備品購入に伴う入札差金4万9千円の減額であります。諸支出金では、財政調整基金積立金を、2,934万3千円追加するものでございます。

次に、議案第10号 平成15年度 公平委員会特別会計補正予算(第1号)について申し上げます。

本案は、補正額10万5千円の減額で、補正後の予算総額は129万5千円となります。

歳入では、14年度決算に伴い繰越金を10万5千円減額するものでございます。

歳出につきましては、総務費で、職員の手当等の人件費を8万7千円減額し、旅費の不執行に伴い、1万8千円を減額するものでございます。

以上、10議案につきまして一括してご説明申し上げました。よろしくご審議をお願い申し上げます。

---

16 議案第11号 平成14年度北信広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

17 議案第12号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について

18 議案第13号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について

19 議案第14号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 20 議案第15号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 21 議案第16号 平成14年度北信広域連合養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 22 議案第17号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 23 議案第18号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 24 議案第19号 平成14年度北信広域連合特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 25 議案第20号 平成14年度北信広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 26 議案第21号 平成14年度北信広域連合公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について

議長(小林洋之君) 日程16、議案第11号、平成14年度一般会計歳入歳出決算認定について、から日程26、議案第21号、平成14年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案を、一括して議題といたします。

---

議長(小林洋之君) ここで、暫時休憩をいたします。

(休憩)

(午前11時13分)

---

(再開)

(午前11時14分)

議長(小林洋之君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長(綿貫隆夫君) 議案第11号から議案第21号までの11件を一括してご説明申し上げます。

なお、お手元に、「平成14年度の事業実績並びに主要施策事業成果説明書」をお配り申し上げますので、ご覧いただきたいと思います。

はじめに、議案第11号 平成14年度一般会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、2億9,377万1千円に対し、歳入総額、2億9,486万5,545円、歳出総額、2億8,827万2,043円で、歳入歳出差引額659万3,502円の剰余でございます。

それでは、歳入歳出決算の主なものについて申し上げます。

歳入では、市町村分担金が2億4,614万余円、県支出金は2,524万余円で、主なものは、救急医療対策費補助金ですが、今年度、73万余円の「地域づくり総合支援事業補助金」が新たに入りました。繰入金は、560万円。これは、菜の花苑事業会計からの高社寮会計への返済分であります。

次に、歳出について申しあげます。議会費が36万余円。総務費は6,818万余円でございます。

このうち、今年度から新たに県の「地域づくり総合支援事業」で取り組んだ、広域観光宣伝用のホームページ「らぐらく倶楽部」を132万余円で作成いたしました。民生費は、3,390万余円で、このうち介護保険に関する経費が2,503万余円でございます。衛生費は3,487万余円で、休日・夜間の救急医療を行う病院に対する「病院群輪番制病院運営事業補助金」でございます。公債費は1億5,094万余円で、平成14年度末の広域連合債の現在額は21億4,328万余円でございます。

次に、議案第12号 平成14年度 特別養護老人ホーム望岳荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。決算規模につきましては、予算総額、4億947万3千円に対し、歳入総額、4億2,715万8,546円、歳出総額、3億8,245万7,575円で、歳入歳出差引4,470万971円の剰余でございます。

歳入歳出決算の主なものについて申しあげます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億9,428万余円でございます。

次に、歳出につきましては、入所者90人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、2億3,386万余円、施設管理費、1,147万余円、施設生活費、6,132万余円、保健衛生費、186万余円でございます。

次に、議案第13号 平成14年度 特別養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。

決算規模は、予算総額、3億2,837万5千円に対し、歳入総額、3億4,231万2,888円、歳出総額、3億219万6,522円で、歳入歳出差引、4,011万6,366円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,881万余円、寄附金510万余円、一般会計繰入金560万円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、1億9,399万余円、施設管理費、1,809万余円、施設生活費、4,585万余円、保健衛生費、141万余円でございます。設備整備では、処遇改善のため、リハビリ室改修99万余円、居室エアコン設置231万余円等の設備整備に努めました。

次に、議案第14号 平成14年度 養護老人ホーム高社寮事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。決算規模は、予算総額、1億2,047万9千円に対し、歳入総額、1億2,169万6,551円、歳出総額、1億1,114万9,393円で、歳入歳出差引、1,054万7,158円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,449万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございまして、施設総務費、6,157万余円、施設管理費、315万余円、施設生活費、3,075万余円、保健衛生費、103万余円でございます。

次に、議案第15号 平成14年度 特別養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。

決算規模は、予算総額、2億7,977万6千円に対し、歳入総額、2億8,422万8,339円、歳出総額、2億5,919万1,765円で、歳入歳出差引、2,503万6,574円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億6,238万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所6床分の処遇に係る費用でございます。施設総務費、1億7,617万余円、施設管理費、1,500万余円、施設生活費、3,600万余円、保健衛生費、93万余円でございます。設備整備では、居室エアコン設置工事367万余円、ナースコール設備更新工事320万余円等を行っております。

次に、議案第16号 平成14年度 養護老人ホーム千曲荘事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。

決算規模は、予算総額、1億2,623万2千円に対し、歳入総額、1億2,649万9,118円、歳出総額、1億1,582万6,290円で、歳入歳出差引、1,067万2,828円の剰余でございます。

歳入の主なものは、老人保護措置費1億1,184万余円でございます。

次に、歳出につきましては、養護老人ホームの入所者50人の処遇に係る費用でございます。施設総務費、6,332万余円、施設管理費、460万余円、施設生活費、2,811万余円、保健衛生費、54万余円でございます。

次に、議案第17号 平成14年度 特別養護老人ホームいで湯の里事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。

決算規模につきましては、予算総額、3億6,196万1千円に対し、歳入総額、3億6,985万2,201円、歳出総額、3億4,161万9,379円で、歳入歳出差引、2,823万2,822円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金3億2,744万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でございます。施設総務費、2億1,018万余円、施設管理費、2,116万余円、施設生活費、4,608万余円、保健衛生費、165万余円でございます。本年度は、居室へのエアコン設置工事766万余円、浴室脱衣室改装、シャワーバス設置工事273万円の設備整備に努めました。

次に、議案第18号 平成14年度 特別養護老人ホーム菜の花苑事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申しあげます。

決算規模につきましては、予算総額、3億982万3千円に対し、歳入総額、3億2,203万6,630円、歳出総額、2億9,373万4,634円で、歳入歳出差引2,830万1,996円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,107万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者60人及び短期入所10床分の処遇に係る費用でございます。施設総務費、1億9,671万余円、施設管理費、831万余円、施設生活費、4,721万余円、保健衛生費、161万余円でございます。

次に、議案第19号 平成14年度 特別養護老人ホームふるさと苑事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて、を申し上げます。

決算規模につきましては、予算総額、3億2,112万4千円に対し、歳入総額、3億3,699万6,357円、歳出総額、2億9,850万9,396円で、歳入歳出差引3,848万6,961円の剰余でございます。

歳入の主なものは、介護保険利用者負担金2億9,773万余円でございます。

次に、歳出につきましては、特別養護老人ホームの入所者70人及び短期入所5床分の処遇に係る費用でございます。施設総務費、1億8,729万余円、施設管理費、655万余円、施設生活費、4,262万余円、保健衛生費、167万余円でございます。

次に、議案第20号 平成14年度 ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、1,061万7千円に対し、歳入総額、1,080万5,671円、歳出総額、898万3,400円で歳入歳出差引182万2,271円の剰余でございます。

この会計は、ふるさと市町村圏基金10億円の運用益を活用した、地域振興整備事業に係るものでございます。

まず歳入につきましては、基金利子による財産収入が818万余円でございます。

次に、歳出につきましては、広域市町村圏振興整備事業費898万余円であります。

主な事業といたしましては、観光の里づくり事業として、広域的観光イベントを野沢温泉村で開催、スポーツの里づくりの事業として、山ノ内町と野沢温泉村でオリンピック等記念スポーツ大会を開催、文化の里づくり事業として、豊田村でふるさと文化祭等を開催しました。また、ふれあいの里づくり事業として、広域広報紙「虹の仲間」を発行して参りました。

次に、議案第21号 平成14年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定について、を申し上げます。

決算規模は、予算総額、175万4千円に対し、歳入総額、175万4,043円、歳出総額、130万8,366円で、歳入歳出差引、44万5,677円の剰余でございます。

歳入の主なものは、市町村及び構成組合の分担金110万余円でございます。

歳出は、総務管理費の130万余円でございます。

以上、11件につきまして、一括ご説明申しあげましたが、特別養護老人ホームにおきましては、引き続き健全経営を堅持しながら、施設介護サービスの充実に努めるとともに、財政状況を見ながら計画的に財政調整基金に積み立て、後年度負担増となる、施設建設時の起債償還金の増加及び今後予想される職員の平均年齢の上昇に伴う人件費の増加にも備えておりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、各施設ごとの財政調整基金の会計別年度末現在高につきましては、決算書の246ページをご覧くださいと存じます。

次に、監査委員による決算の審査結果につきましては、お手元に申しあげてございます「平成14年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査結果について」のとおりでございますが、審査意見を十分生かし、今後の財政運営の適正化に努めてまいる所存でございます。

よろしくご審議のうえ、認定をいただきますようお願い申し上げます。

---

**日程27 議案第22号 監査委員の選任の同意について**

**議長(小林洋之君)** 日程27、議案第22号、監査委員の選任の同意について、を議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 議案第22号 監査委員の選任の同意について、を申し上げます。

本案につきましては、監査委員のうち、広域連合議員の中から選出いただきました、中山稿一氏の任期が5月末をもって満了となり、現在欠員となっております。

後任の、議会選出の監査委員として、現山ノ内町議会議長小島友一氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

---

**議長(小林洋之君)** 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会したいと思います。ご苦勞様でございました。

---

(散会)

(午前11時33分)

平成15年10月23日(木) 午前10時開議

---

議事日程(第2号)

- 1 議案質疑
  - 2 一般質問
  - 3 討論、採決
  - 4 閉会
- 

本日の会議に付した事件 ……… 議事日程に同じ

---

出席議員 次のとおり(21名)

1番 勝山泰明君	12番 山崎一郎君
2番 荻原勉君	14番 大塚一夫君
3番 高相美智子君	15番 小林克彦君
4番 丸山惣平君	16番 大塚武志君
5番 田中昭男君	17番 青木豊一君
6番 小林洋之君	18番 吉岡勝君
7番 小島友一君	19番 桜沢恒友君
8番 赤津安正君	20番 上野博文君
9番 望月弘幸君	21番 浦野良平君
10番 中嶋元三君	23番 湯本一君
11番 高木尚史君	

欠席議員 次のとおり(2名)

13番 内田克己君	22番 山崎治茂君
-----------	-----------

---

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名 次のとおり

事務局長 原 信重	主 査 小野幸司
事務局次長補佐 海野昇正	主任主事 西田幸一
保険福祉係長 宮崎均	

---



説明のため議場に出席した者の職氏名 次のとおり

広域連合長	綿 貫 隆 夫 君	幹 事	岩 本 敏 男 君
副広域連合長	木 内 正 勝 君	幹 事	芳 川 憲 夫 君
副広域連合長	中 山 茂 樹 君	幹 事	河 野 勇 治 君
副広域連合長	(代)助役湯本秀司君	幹 事	藤 田 忠 良 君
副広域連合長	高 橋 善 造 君	幹 事	桑 原 富 平 君
副広域連合長	清 野 眞 木 生 君	事務局次長	月 岡 保 男 君
副広域連合長	高 橋 彦 芳 君	望岳荘施設長	小 林 美 弥 子 君
助 役	村 木 照 忠 君	高社寮施設長	池 田 剛 君
収 入 役	佐 藤 善 郎 君	千曲荘施設長	松 木 隆 一 君
監 査 委 員	岡 本 勝 君	いで湯の里施設長	小 林 裕 正 君
幹 事	西 沢 弘 行 君	菜の花苑施設長	丸 山 善 雄 君
幹 事	清 水 侃 君	ふるさと苑施設長	青 木 隆 雄 君

---

(開 議) (午前10時00分)

(開会に先立ち、事務局長原信重君が本日の出席議員数及び説明のために出席した者の職名を報告する。)

**議長(小林洋之君)** ただいま報告のとおり、出席議員が定足数に達しておりますから、本議会は成立いたしました。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります議事日程第2号のとおりでありますから、ご了承願います。

---

## 1 議案質疑

**議長(小林洋之君)** 日程1、議案質疑を行います。なお、発言に際しては、議案に係る質疑についてのみ、お願いをいたします。

議案第1号、平成15年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第10号、平成15年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの、以上10議案について願います。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、丸山惣平議員。

**4番(丸山惣平君)** それでは、議案に基づいての質疑でありますけれども、私最初に、監査委員の審査意見書が招集当日出されておりますので、その審査意見書について若干お尋ねし、監査委員の答弁を求めたいと思います。

監査委員の意見書の全体概要1.2.3.4.5.6.とありまして、そのうちの7番に、3ページに、基金の運用状況について、何点か触れられております。したがって、ここで監査委員さんが指摘をされている、平成15年度は、施設建設時の起債償還金について、各特別養護老人ホーム事業特別会計より、基

本的には支出を予定されているが、引き続き構成市町村の財政状況、施設改修計画及び改築計画など、諸般の情勢を考慮し、将来を見越した管理・運用について検討したいと、これが一つ。加えて、各老人ホーム財政調整基金について、基金保有額の施設間のアンバランス及び膨らむ人件費への取り崩し等に対応できるようにするため、特養と養護会計基金のそれぞれの一本化を検討もされたい。この点が2番目。また、ふるさと市町村圏基金について、安全かつ有利な基金運用の努力が認められたが、もっと努力されたいと、もっと努力ということについて、どんな点があるのか。何れも基金は正確に表示されているけれども。以上3点について、監査委員さんの指摘の内容について答弁を願います。

**議長(小林洋之君)** 岡本監査委員さん。

**監査委員(岡本 勝君)** それでは、お答えいたします。ご承知のとおり、介護保険制度がスタートいたしましたのは平成12年でございます。その、以前の基金は、ほぼ93%位が高社寮の基金でございました。金額的には、基金全体では、1億4千万円。このうち高社寮が、1億3千万円ほど基金を持っておったわけでありまして。12年から介護保険制度がスタートいたしまして、3年経ったわけでありまして、現在の基金残高は、7億8千万円余になります。これだけの大きな基金になりますと、現在のように各施設でそれぞれ管理運用するには、ちょっと荷が重いのではないかと。当然、これは一本化して総体的に効率的な運用を図るべきではないかということでこの意見書に記載したわけでありまして。それから、この基金のこれからの使い道といいますか、何で基金を積み重ねなければいけないかという事でございますが、介護報酬単価というのは、制度が変わって価格改定がない限り増収が望めませんので、将来人件費の増嵩、あるいは施設の改修等に当然多額の経費がかかりますので、そのためにもこれから基金を効率的に積み立て、そして運用していくようにするには、やはり事務局、一本化した運営管理をして欲しいと、こういうことを付け加えたわけでありまして。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、丸山惣平議員。

**4番(丸山惣平君)** 非常に大事な点を指摘されたわけなんで、確かにこの7億8千万円からの基金の積み立ての効率的な運用、或いは今ある市町村圏基金の低金利の中における効率的な運用にしても、非常に大事なことで、その点はわかります。

次に、主要施策の問題について、ちょっとお尋ねしたいんですけどね。今回いただいた平成14年度の事業実績並びに主要施策成果説明書、これは自治法に基づいてそれぞれの地方公共団体、それぞれの市町村と、みな決算議会では監査委員に提出をしなければならない非常に重要な説明書が、議会に出されるわけで、これは当然、長の責任で出されたわけで。私この主要施策の成果説明書、非常に施設ごとに明細に結果報告が出ているんですけども、事業内容及び成果ということになると、成果というのはいったい出来栄はどうであったかということが成果になるわけで、少なくともそれぞれの施設共通で、どのような年間の、この施設の運用についてどういう効果があったかと、結果はわかります。さらにその中で問題は、どういう問題があるのかについて、もっとその辺の叙述が、もしここで書かれないなら決算議会に、各施設ごとに一応年間における施設運営・施策における効果、或いは課題、問題点、要望みたいなものは、この決算議会に出されるのであれば、次年度に向けての相当大きな政策的な契機と言うことになるし、施

設そのものも張り合いを持って、これじゃ困ると、来年この事はこうしようじゃないかと言うこともできると思うんですけども、この主要施策の成果の問題についても、内容についてどのように考えられているのか、ちょっと連合長に或いは事務局に伺っておきたいと思います。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** お手元にお配りをいたしました14年度の事業実績並びに主要施策成果説明書の記載の内容等についてでございますが、ご指摘の趣旨を今後に生かして参りたいというふうに事務局としても考えております。各施設ごとにそれぞれ努力をしている成果についてお認めをいただきましてありがとうございました。

(「議長」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、丸山惣平議員。

**4番(丸山惣平君)** それでは、具体的にお尋ねしたいんですけどもね。この前ふるさと苑を訪問した折りにいただいた資料がございましてね。要するに地域に開かれた施設として、この施設へそれぞれボランティアでくる状況や或いは、面会の状況についても、そのような状況についても、是非この主要成果の中へ叙述されるようにした方がいいじゃないかと、そういう気がするもので是非お願いします。それから、もう一つの問題は、この主要施策の中において、平成13年度と比べるとね、例えばショートステイの利用状況を見た場合に、括弧書きがあってその痴呆症が再掲されていたわけですが、それがもう欠落しているみたいなんだけれども、この辺のことについては、どのように、13年度では括弧何名、そのうち痴呆が何名という記述がありましたけれども、取られた内容についてお尋ねしたいと思います。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 実は、介護保険制度になってから痴呆加算というものが特段なくなりました関係で、記述を落としたわけでありましてけれども、入れた方がより状況がわかるというふうに判断されれば、改めて次回から記載をしていきたいというふうに考えております。

**議長(小林洋之君)** 他にございませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、大塚議員。

**14番(大塚一夫君)** 1号から10号までという事でございますので、この補正予算の中で質問をさせていただきたいと思います。先の提案説明の中でありましたが、高社寮と千曲荘で、特殊浴槽を購入されたと、こういうことで41万円ずつの差金が出ているわけですが、予定価格と落札価格をお願いしたいと思います。それから、いで湯の里で、食器洗浄機の購入で110万9千円と備品購入費で入札差金が出ているわけですが、どのような内容のものを購入されたのか。それから、菜の花苑でございますが、施設生活費の中で、燃料費で、単価変更で128万円が減額補正をされていると、こういうことでございますが、この内容についてお願いをしたいと思います。

**議長(小林洋之君)** はい、高社寮池田施設長。

**高社寮施設長(池田 剛君)** 金額的なものは、今調べております。ちょっとお時間をいただきたいと思います。

議長(小林洋之君) はい、いで湯の里小林施設長。

いで湯の里施設長(小林裕正君) それではお答えをいたします。食器洗浄機の購入についてどのようなこととありますが、開所当時のいで湯の里の食器洗浄機でございまして、経年をいたしました結果、老朽化が激しいということで、ブースター、モーター、それから水槽等から水漏れがしてございました。それから現在3食個別盛ということで、食器の数が多くなってきている関係から、洗うタンクが小さくなりましたものですから、それらを考慮いたしまして購入をし、更新をしたということでございます。なお、5者の見積りをもって決定をいたしました。以上でございます。

議長(小林洋之君) 菜の花苑の丸山施設長。

菜の花苑施設長(丸山善雄君) はい、お願いいたします。燃料費の減額補正の関係でご質問をいただきましたが、燃料費につきましては、灯油の関係なんでもございますが、現在村内の業者より納入をさせていただいております。見積りの上であります。単価的に他の施設よりもお聞きすると高いということでもありますので、その最低業者と交渉をいたしまして単価減に努めまして、1Lあたり6円予算よりも開きましたので、今回利用状況を見極めながら、補正をさせていただきました。以上でございます。

議長(小林洋之君) 千曲荘の松木施設長。

千曲荘施設長(松木隆一君) はい。それでは千曲荘で購入いたしました、特殊浴槽の関係でございますが、大変申し訳ございませんけれども、予定価格について実は本日書類を持ってきませんでして、予定価格まではっきりしないんですけれども、購入価格が350万円でございます。そこに消費税1.05を掛けまして、367万5千円でございます。その差益41万円の減額補正を計上いたしました。準槽式の浴槽でございます。以上でございます。

議長(小林洋之君) 高社寮の池田施設長。

高社寮施設長(池田 剛君) 高社寮の施設長の池田でございます。購入価格につきましては、千曲荘さんと同一の機種を購入いたしまして、同額で落札してございます。なお予算につきましては、当初389万円を計上してございます。以上でございます。

議長(小林洋之君) 他に……。他にありませんでしたら次に進みたいと思いますがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議長(小林洋之君) 次に、議案第11号、平成14年度一般会計歳入歳出決算認定についてから議案第21号、平成14年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案について質疑を受けたいと思います。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(小林洋之君) はい、大塚議員。

14番(大塚一夫君) 各特別養護老人ホームの歳出のうち、施設生活費11節需用費についてお伺いをしたいと思います。各施設とも工夫、努力をされ節減をいただいて不用額がたくさん出ておまして、敬意を表する次第でございます。中でも執行率が78.8%というようなことで、多額な不用額を出していただいた望岳荘さんにその内容を、解説をお願いをしたいと思います。さらに、その需用費の中の賄材料費についてでございますが、私の、ただ単純に計算しただけですから誤りがありましたらお許しを頂きたいと

と思いますが、賄材料費を定員で割り返しますと、だいたい30万円前後という事で、定員で割ってみますと1人当りのこの食費というものが、賄材料というものが出てくるわけでございますが、中で、菜の花苑が突出して定員一人当たりいたしますと高い賄材料になるのではないかなというふうに思うんですけれども、そこら辺の実情というか、内容をお聞きしたいと思います。

**議長(小林洋之君)** 望岳荘の小林施設長。

**望岳荘施設長(小林美弥子君)** 望岳荘ですが、お答え申し上げます。望岳荘は、平成13年11月に改築移転をさせていただきました。そんな関係で、燃料費、それから光熱水費ともに、設計段階との差が多分にあります、見込みがつかめない部分がありました。そんな関係で、需用費の部分で不用額が出ているということでございます。

**議長(小林洋之君)** 菜の花苑の丸山施設長。

**菜の花苑施設長(丸山善雄君)** 菜の花苑の丸山です。よろしくお願いたします。ただいま菜の花苑の賄材料費が高いのではないかとご指摘でございますけれども、主要成果説明書の61ページの方に、野沢温泉村老人福祉住宅への食事提供というようなことで、2,122食分がございます。これは決算書のほうの、菜の花苑会計の181ページの方で、雑入で106万1千円ほど収入で見込んでおりまして、そこへの食事の提供の関係も、この高くなる要因であろうと思ひますし、それから食材費の都合につきましても若干高め傾向かなということで今見直している状況であります。

**議長(小林洋之君)** よろしいですか。他にございませんか。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、上野議員。

**20番(上野博文君)** 先ほど、丸山議員の方から決算の事で触れられましたのが、提案のことではございますので重複するところがございますが、お尋ねしたいと思います。先ほど、監査報告の意見書の7番でございますが、基金の運用についてお尋ね申し上げます。全協において、この建設資金の起債償還金については、この不景気から今年度充てるという事で、まだ数字的には出てきておりませんが、15年度に限りと説明ございました。これについては、この監査委員の意見書を踏まえてのことも充分あるかと思ひますが、ちなみに14年度の決算年度中ですね、基金の増は2億9千万、約3億近くほどあるわけでございます。私手元にですね、将来の償還の多年度に渡る資料がございませんので、ちょっとお聞きしたいわけですが、年度中の増或いは、今年度の償還合計が約1億5千万ほどでございますが、この辺の数字を踏まえてですね、この指摘の4にですね、一括化するのが妥当であるかないかは別といたしまして、今後この起債償還についての見通しを、全協では15年度ということでございますが、16年度以降についても見通しをどのように考えておられるか、その辺を連合長にお答えをいただきたいと思ひます。

それに加えてですね、ここでは一括という事でございますが、それぞれ施設ごとに、結局この基金の形が、努力の形が全て基金にあたっていると承知はしておりませんが、それぞれのお互いにサービス向上それから昨今の状況の中で経費節減で、まあ競争原理のような中でこういうものが出てくるのが妥当だと思ひますが、ただ、一括化した場合には、その辺の、使ったが勝ちというような、表現が雑であります、そのような懸念もされますし、この辺についてもどのようにお考えなのか、所見だけいただければ結構で

す。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 基本的なことだけお答えを申し上げたいと思うんですが。まさに今、公的な施設の運営に関しまして、民間がそれに参入をしてくる中でのバランスを国のほうでも考えた上での原点、施策だと思います。そこへ、介護保険制度というものが、まだ摸索しつつ今方向だしをしているという、それらの要素が入ってくる中での将来計画だと思いますので、ある程度トライアルをしているという形がありますので、一つの方向というものがなかなか確たるものが出てこない、まして、民間企業が参入した時に経営が成り立たないような運営状態である条件であれば、民間が参入するようにという国の方針もちょっと方向が違うんじゃないかということもありますし、また民間がやっていけるという状態にある中で、公的なそういった施設のほうが比べたときに、とてもできないというような状態が出てきても、これまたギャップがありすぎると思いますので、その辺も今の日本の国の施設に対する方向というものと併せて考えると、それらの施策、数字上の動きを見ながら進めていく問題であって、民間の場合ですと当然償却費というものを考えに入れた経営をするのがもう当たり前になっているわけですが、公的には償却という考え方がまだまだなかったわけございまして、その辺を取り入れてくることの今は過渡期というふうに私は把握をしております。

**議長(小林洋之君)** その他について。はい、月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 特養ホームの関係で、起償償還額でございます。15年度は1億2千万円、16年度は1億6千5百万円、17年度が1億8千3百万円、18年度が同じく1億8千3百万円、19年度が1億7千7百万円というような数字ございまして、今後この額がそのように増嵩してまいります。それから先ほどのご質問の中ですが、各施設は建設をした年次がそれぞれ段階を追って違っておりますので、そのときの制度資金の借入とかで、随分ここは金融情勢が激変をしている中で起償を起こしております。たまたまその時期に作った施設が利息が高いというような事態もございまして、これをその施設だけの経営努力でやっているのは、この低金利時代それから低成長の時代になかなか困難をきたすかなという状況もございまして、以上でございます。

**議長(小林洋之君)** はい、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、上野議員。

**20番(上野博文君)** まあ、一番聞きたいのはそれぞれの厳しい自治体の財政状況の中です、15年度の措置は非常にありがたいことだと、ありがたいという表現があれですが、そんな中で今、今後にわたる償還の数字を示されたわけでありまして、当然今後の予測は、いろいろ条件はあると思いますが、この基金の残高を単純に見た場合に、当然これ償還だけに充てるわけではありませぬし、今後のご指摘にあるような状況に充てていけなくてはいけませんし、見通し的にです、15年度の措置のような形は、まあそれぞれの施設によって単独の部分をやるということであれば今の説明のように、できる場所もあればできかねないところもあるのでいろいろとむずかしいとは思いますが、このご指摘のように、一つにまとめてやれる部分ではある程度可能かなというふうに考えるわけでありまして、それぞれの市町村

の財政状況を踏まえた上で、それが可能であればある程度見通しがつくのかという事で、その辺の見通しだけでも次長の方からお答えをいただきたいと思います。

**議長(小林洋之君)** はい、月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 事務局といたしましては、今後とも市町村分担金の軽減を図るために、各施設の施設償還金の、起債償還分でございますが、につきましては、本年度と同等に維持できればというふうを考えております。従いまして、そういたしますと監査委員のご指摘のように将来は或いは一本化の道を取らないと困難性をきたすような時代もくるのかなというふうを考えております。

**議長(小林洋之君)** よろしいですか。質疑のみについて受け付けておりますので、そのようにお願いします。他には、

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、青木議員。

**17番(青木豊一君)** お伺いしたいと思うんですけれども、一つは介護員の関係についてでありますけれども、それぞれの特養に関連することではありますが、約、非常勤職員が介護員に占める割合がかなりな部分を占めているわけですけれども、13年度における基準に対する常勤職員の比率及び、まあ質問等の中で連合長はしばしば常勤職員であることがベターであるけれども、財政面を考慮したときに非常勤を取り入れなければならないと、こういうことをおっしゃってるわけですけれども、介護員の中における常勤職員の一人当りの給料、共済を含めてのものと、非常勤の場合の臨時職員の年間給料等が、どの位になるのか。また施設全体の中で、非常勤職員が採れる事を通じて、どれだけの費用負担に影響があるのか。そのことが先ず一点、もう一点は、看護師及び介護員の有給休暇の取得状況についてお伺いしたい。以上です。

**議長(小林洋之君)** はい、月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 正職員と嘱託等の関係でございますが、実は私どもの施設は現在32歳までの職員が全体の半数を占めておりまして、産休・育休等に入っている職員がございます。本年度の上半期で実人員で20名おります。これらにつきましては、どうしても臨時・嘱託・パート等で補充をしていかざるをえないわけでありまして、そんな大きな要因が一つはございます。それからもう一つは、職員に欠員が生じた場合、それを充足していくという形でございます。現在までに、諸般の事情で欠員となっている数でございますが6名ほどございます。それが一点でございます。それから年休等の取得状況でございます。たびたび、質疑・一般質問等でも取り上げていただいておりますが、本年度の上半期における介護員の年休の取得日数でございますが、平均いたしまして2.925でございます。前年同期が1.678でございますので、本年につきましては、1.247ほど改善をしているというか、取得日数が増えてきております。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、青木議員。

**17番(青木豊一君)** 実態は今お伺いしたんですけれども、一つは先ほどもお伺いしたわけですが、常勤職員がそういう現状の中で、現在の基準に対してどれだけの比率になっているかを、ということ。嘱託

職員の場合に報酬も非常に少ないわけでありまして、特に現業の場合には全く正職員と同等の仕事を強いられると、いう事との係わり合いで、同一労働同一賃金との関係から見てどれだけの現実の差があるのかどうか。年収でけっこうですけどもお伺いしたい。

**議長(小林洋之君)** はい、月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 施設ごとにそれぞれ、15年度につきましては、今回若干補正をさせていただきましたが、正職員の給与の実態につきましては、予算書のほうに計上がされてございます。囑託でございますけれども、およそ年間、共済費等もそれから雇用保険等もございまして一口に申しまして、210万円から220万円年間、囑託の場合は予算を計上させていただいております。それから、私どもの介護報酬を請求いたします場合、3対1の基準で請求をさせていただきまして、その基準はクリアーをしております。前段で申し上げましたように、産・育休及び欠員が生じたものにつきましては、現在囑託で対応をさせていただきますので、それを含めて基準をクリアーしているというように受け止めていただければというふうに思います。

**議長(小林洋之君)** よろしいですか。他に。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

**議長(小林洋之君)** はい、高相議員。

**3番(高相美智子君)** 3番、高相美智子です。主要施策成果説明書の73ページのことを伺いますけれども、ここに広域市町村圏振興整備事業費という形の中で載っていて、その内容が、行われた事業が載っております。その内容の事業を見させていただきますと、各市町村にいろんな事業を、まあイベントですかね、そういう形の中で出されて、一番上の観光の里、ここのところは市町村の方にそういう形で出ているんですけども、観光の里づくりの事業に関しては会場は野沢温泉アリーナという形になっておりますが、主催者が北信州ふるさとフェスティバル実行委員会という形になっております。内容は広域観光イベントの開催という形になって書いてあるわけですが、一時「もみじわかばライン」という形の中で、これで北信州一帯が、観光が進んでいくのかなと思って期待をしていたわけですが、なんか最近はその声もぜんぜん聞こえなくなってしまっていて、これはそれとは違う内容、おそらく、この内容を聞かせていただきたいと思うことと、北信広域連合としてそういう北信州にお客さんをお呼びとする取り組みは今年度なされなかったのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

**議長(小林洋之君)** はい、月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 主要施策成果説明書の73ページの観光の里づくり事業にかかわってのご質疑でございます。ご指摘の観光の里づくり事業につきましては、平成14年度の事業実績ではたまたま野沢温泉アリーナが会場となったわけですが、北信州ふるさとフェスティバル実行委員会の事務局は北信地方事務所内にございます。構成7市町村みなさんがそれぞれ加入をされているわけですが、会場を持回りでこのように観光の里づくりで、それぞれのみなさんが持ち寄りで自分達の市町村の観光を売り出すという会場として有効活用をいただいているわけでございますので、圏域内において一体的な観光という観点から例年50万円ずつ事業費を計上させていただいております。それから先ほどの圏域内の具体的なというお話でございました。実は平成14年度から正副広域連合長会等からのご指示もございまして、



主要施策の4ページにあたらうかというふうに思います。主要施策の4ページの中ほどくらいのところに、広域市町村計画管理推進事務ということがございまして、右側の事業内容及び成果のまるの3番目のところでございます。広域的観光・幹線道路網の今後のあり方等について云々ということがございまして、継続的にやってございます。それからその下段でございまして、地域情報発信事業というのがございまして、まるが2つほどついてございますが、今のインターネットの時代を反映した事業内容等々を実施させていただきまして、これはちなみに15年度も継続をしてございますけれども、圏域内の一体的な広域観光・幹線道路網のあり方、調査研究という内容を実施させていただいております。

議長(小林洋之君) 高相議員よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

議長(小林洋之君) はい。他に。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(小林洋之君) はい、丸山議員。

4番(丸山惣平君) 通告を出すときに質疑という事で事務局の方をお願いをしたら、先ほど青木議員のほうからも質疑がありましたけれども、年休、代休、夜勤、それぞれの決算議会にいつも要望して、資料はあるとのことでした。自宅待機者も、現状についても、毎年7月1日現在あるわけなんで、15年7月1日のもあるかといったらありますよと、このように事務局の方で答えられたので、もし今そこにあるんなら出してもらえばいいし、なければお昼までに提出をお願いしたいと思います。

議長(小林洋之君) 月岡次長。

事務局次長(月岡保男君) そのようにいたさせていただきます。

議長(小林洋之君) 他には。

(「はい」と呼ぶ声あり。)

議長(小林洋之君) はい、小林議員。

15番(小林克彦君) 15番、小林です。お願いいたします。先ほどの4ページのところでの広域観光の今後のあり方についてご説明ございました。これは私ども中間報告、北信広域連合広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会の中間報告書というものをいただいておりますが、2013年に新幹線飯山駅の開業に向けて従来飯山駅の建設並びにアクセスについては建設委員会の方で中心として進めてきたところだと思っておりますが、昨年からですかこの北信広域連合の中で、広域観光という視点の中でこれを進めるということになったと言うことで、調査研究も進められているとのことでございますが、県や国の昨今の状況でなかなか道路整備がままならないということですね、2013年についてですね、駅の開業に向けてこの広域連合としてアクセス道路をどのように取り組んでいくか、連合長のご見解をお伺いしたい。これはあの、ことに、飯山駅の、活用される交流人口を増やすことがこれからの確固たる駅の整備につながりますし、それからそれを取りまく広域観光、産業の振興にもつながるわけでございますので、それを点と点を結ぶ動線が重要になると思います。これは広域連合としても取り組むべき重要な課題と考えますが、どのようなご見解かお願いいたします。

議長(小林洋之君) はい、あの一、今のは質問になるかと思うんですが、今までの取り組みの状況につ

いて回答をお願いしたいと思います。

議長(小林洋之君) 月岡次長。

事務局次長(月岡保男君) 取り組みの経過についてお答えを申し上げます。ただいまのご質疑の中で、ご指摘があったとおりでございますが、実は北信広域連合の役割の中で圏域内の共通する一つの調査研究を行うというのが私どもの任務になってございます。その趣旨に則って、ただいま質疑の中でございましたような活動をしてまいりました。本年度をもって一応完結をしたいという考え方で作業を進めております。ご質疑の中でどのようにということでございますが、調査研究の範囲でももちろん私ども作業をさせていただいているわけでございますが、その中に県の機関が入ってございます。北信地方事務所、それから両方の建設事務所でございます。従いまして当然それらの施策の中でも、将来に向けて各市町村からの要望、連合からの要望それから県の現地機関の皆様の計画への採り入れというような形で活かしていければありがたいというようなことで現在作業を進めているわけでございます。以上でございます。

議長(小林洋之君) はい、他になければ次に進みたいと思います。

議長(小林洋之君) 次に、議案第22号、監査委員の選任の同意について、をお願いいたします。

(なしの声あり)

議長(小林洋之君) はい、なしという声がありましたので、以上で議案質疑を終結いたします。

## 2 一般質問

### 平成15年第2回北信広域連合議会定例会一般質問発言順位表

発言 順位	件 名	質 問 者		答 弁 者
		議席	氏 名	
1	栄村への特養施設建設について	4	丸山 惣平君	広域連合長
	広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会の活動について			
	ショートステイ入居者の送迎体制について			
2	連合長の退陣表明と今後について	17	青木 豊一君	広域連合長
	北陸新幹線駅の中野市への誘致について			
	介護保険制度について			

3	施設運営と職員の勤務条件について	11	高木 尚史君	広域連合長
	市町村合併と広域連合の役割について			

**議長(小林洋之君)** これより一般質問を行います。本定例会における一般質問の発言順位につきましては、お手元に配布いたしてあります発言順位表のとおりでありますから、ご了承願います。

順位1番、栄村への特養施設建設について、広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会の活動について、ショートステイ入居者の送迎体制について、4番、丸山惣平君。

(4番、丸山惣平君 登壇)

**4番(丸山惣平君)** 発言を許されましたので、通告に基づいて順次質問をいたします。今回の質問は、すでに前回2月議会で具体的に取り上げてきましたもので、前回の連合長の答弁を前提にその後どう取り組まれたかについて、提案を含めて簡明に質問いたしますのでどうかよろしくお願い申し上げます。一つは栄村への特養施設の建設についてであります。今回10月の広域連合議会招集日当日、連合長のほうから全員協議会での報告で栄村への特養ホーム建設について、民間活力の利用によって栄村への建設の可能性というものを前提にしながら検討を進めるとしてきましたが、正副連合長会議に際して民間の5者が提案し、13名の委員により審査会をもって、10月14日審査をし、長野市の博悠会に決定しましたと報告がございました。その上で利用希望者の入所方法、更には連合とのかかわり方、安定経営ができるのかどうかなど、今後の動向を注視したいと述べ、議員からの質疑が行われ、資料については本日いただきました。1.2.3で。各議員にも配布された通りでございます。そこで、質疑に出された点も踏まえて何点かについて本会議場で改めて連合長にお尋ねしたいと思います。一つは、この栄村への特養施設について7市町村への連合の施設として栄村への建設についてどうやはり検討をされたのか、その経過についてもちょっとお伺いしたい。二つ目は、そういう中で何故民設民営の施設にしたのかについて。3つ目は指名でありますけれども、地域経済、特に地産地消など何故地元企業に決めることができなかつたのかどうか、この点について。4つ目に既に6つある連合の施設での入所判定は、判定委員会がありますけれども、今度の場合はその入所判定はどのような形にするのか入所判定のあり方について。5番目に、一応今度の場合には全室個室になりますので、その居住費と言われるホテルコストはどのくらいになるのか。6つ目には連合としてのチェック体制、連合長の連合としての関わり方というような表現でありますけれども、連合としてのチェック体制はどのようにしていくのか、以上の点について資料等が出されておりますけれども、ただいま資料をもらったばかりであって資料に基づいた簡明なわかりやすい答弁を求めたいと思います。

つぎに、2番目にショートステイ入居者の送迎体制についてであります。平成14年度決算の事業実績並びに主要施策成果説明書によりますと、市町村別短期入所利用状況での6施設、この入所定数は、菜の花苑、いで湯の里が各10床、望岳荘、千曲荘、高社寮が各6床、ふるさと苑が5床の計連合のショートの入所定数は43床であります。14年度年間の実利用者数を見ますと1,607人で、延べ利用の日数は15,585日とな

り1件あたり9.69日となっております。問題はショートステイの入退所の送迎についてであります。いで湯と菜の花の入退所の送迎は連合の車でっております。他の4施設への入退所の送迎は連合では取り組んでおられない。取り組んでいません。施設は連合の施設である以上は、連合で送迎するように入所利用希望の施設利用者の負担は統一した負担にすべきであるということについて、私はこれまで平13年度の10月の決算議会で、以来14年の予算議会、更には10月の決算議会、15年本年の2月予算議会で4回に渡って連合長にその改善を求めてきました。特に15年2月の予算議会での連合長の答弁は、いで湯と菜の花の2つの施設のショート入居者は、その送迎は連合として15年度予算で人的配置を行っております。他の施設への入居者の送迎については市町村間の独自施策として実施されています。送迎に用いる福祉車両の貸し出しなどの制度活用及び民間営業車の活用などにつきまして前向きに検討していきたい、このような答弁でありました。そこで、2月以降前向きにどのように検討をされてきたのかについてお尋ねするわけであり、連合長の答弁をお願いしたいと思います。

つぎ3点目は、広域観光の問題更には幹線道路網整備の問題であります。広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会の活動について、連合長は招集日開会のあいさつで新幹線は圏域内全線に渡って進み、調査研究でも広域観光ルート幹線道路網整備も最終段階に入っていると、圏域の案内看板も進んでいるというふうに強調をされております。そこで、この問題について私2点についてお尋ねしたいと思います。一つは、去る盆過ぎ8月18日に北信連合地域内の7首長さん、中野、飯山の両市長と山ノ内町長さん、豊田、木島平、野沢、栄村の村長さん5町村長さんが、県の北信地域政策推進監田山企画局長を迎えて意見交換会を開いたと報じられております。この中で、北陸新幹線飯山駅周辺やアクセス道路整備への支援について田山局長は、新幹線駅を核に住民が知恵を出し合い地域の個性を活かす計画を作ることが大事であると、このように指摘をされ、さらにこの地域は日本の伝統的な風景が残っていることに大きな価値があり大胆な景観保護策を打ち出すべきだ、県も支援できると、このように述べたと報じられております。そこで今回の県の田山企画局長を迎えての意見交換会を通じて県との連携を強め、県の指導・支援によって広域的観光ルートの推進、幹線道路網の整備計画を早急に作っていくよう連合としての取り組みを強めるべきであると思いますが、この点についての連合長の所信を改めてお伺いしたいと思います。二つ目は、2月議会でもお尋ねしました調査研究会の中間報告について、去る3月末にまとめられた調査研究報告書を送付していただきました。私、今回のこの報告書を見まして主に生活道路を中心として、そういう内容のものでありますが、道路部会での6つの提言、広域的観光推進部会での6つの分類別課題等について報告をされております。特に観光ルート、イベント、誘客などについての調査研究で、圏域内の10万人も観光客である、こういう見地更には広域的ピーアールが必要である、積極的な提起もあるこの中間報告をやはり即時に活かしていくべきではないかと思えます。以上2点お尋ねしましたが、連合の今後の展望を切り開いていく一つの課題でもありますので、連合長の所信と研究会の会長である事務局次長の答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 丸山惣平議員のご質問にお答えをいたします。まず、栄村への特養建設につい

てのお答えでございます。栄村への特養建設につきましては、長野県の第2期介護保険事業支援計画による70床の整備の必要性を受け、管内における新設箇所等について協議を続け、圏域内の適正配置等の総合的な判断で決定をしましてまいりました。また、設置・運営主体についても、先の2月の定例会でもお答えをしたとおり、平成11年度以降新設されたもののうち、民間、社会福祉法人によるものが80%以上を占めるなど、全体として、民間による施設経営という流れになってきていたこと、加えて、民間の参入意欲が高く、連合としても法人の今後の運営等に関し十分に連携できるシステムを条件化したこと等により、民設・民営に決定をいたしました。これを受け、事業予定者公募要項を設け社会福祉法人をプロポーザル方式により公募したところ、5者から応募がありました。10月14日、事業予定者審査委員会を開催し、連合管内の高齢者福祉の向上を図るため、連合管内の入所希望者を最優先させる、地域に開かれ・結びついた施設運営等に主眼を置き事業予定者に説明を求め、審査をした結果、最もふさわしい事業予定者として、社会福祉法人「博悠会」を選定し、決定をいたしました。募集にあたっては、北信広域連合管内の利用希望者を最優先することを第1条件といたしました。また、連合管内の入所者に係る居住費の設定に際しては、個人スペース分の建設費の一部を連合で補助する条件で補助相当分をもって、居住費軽減をすることといたしました。博悠会は、本連合の募集条件の趣旨を十分に理解した上で応募・提案をしてきており、この点で採用になったと思っております。提案の中でも、連合とのかかわり、地域とのかかわり、具体的には、連合・地元との連絡調整、地元産農作物等の利用、地元の皆さんの採用等について、地元重視の考えに立った提案をしております。社会福祉法人博悠会は、平成18年度当初開設を目途に準備作業を進めていくこととなります。

次に、ショートステイ入居者の送迎体制についてのご質問であります。現在、ショートステイについては、特養の全6施設において実施しており、このうちベッド数10床を備えたいで湯の里、菜の花苑において、送迎を実施しております。2施設の送迎車の稼働率を見ると、入退所件数に対する送迎車利用率は、今年度上半期でいで湯の里で22.8%、菜の花苑で、53.9%となっております。現在、北信広域連合組織市町村における独自施策としては、高齢者等の通院、施設入所、外出等の際の支援策として、社会福祉協議会委託による1割程度の利用料金での福祉車両の運行、家族運転等による燃料代実費負担の福祉車両の無料貸出し、ハイヤー等の利用に対する一部助成など、きめ細かな施策を実施されております。当面は、これら市町村の独自施策の活用を各市町村で周知をしていただき、住民の皆さんに利活用をいただけるような対応をしていただきたいと希望するものであります。

3番目の広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会の活動についてのご質問であります。広域的観光推進・幹線道路網整備調査研究会については、その調査・研究を目的として7市町村の観光及び道路担当の課長・係長などで構成し、県の参画もいただき昨年5月に設置いたしました。研究会には、「広域的観光推進調査研究部会」及び「広域的幹線道路網整備調査研究部会」を設置し、調査・研究を進めております。また、「広域的観光推進調査研究部会」に「観光ホームページ作業部会」を設置し、広域観光のホームページ「らぐらぐ倶楽部」を立ち上げ、昨年度末に公開をし、今年度に入ってはこのページのイベント内容及び「観光ルート検索システム」の内容更新等を行っております。昨年度は、研究会、部会及び作業部会など、実地調査も含め、延べ15回、今年度はこれまでに延べ6回開催し、調査・研究を進めております。

本年度の活動については、昨年度の調査結果等をもとに北信広域圏における観光と道路整備について、より具体的に研究及び検討を進めております。広域的幹線道路網整備調査研究会においては、新幹線飯山駅へのアクセス道路も含め、10年後、20年後に広域圏全体として必要となる路線等について検討を進めております。また、広域的観光推進調査研究会の研究の中で、当圏域内をひとつの観光地として捉え、圏域全体を案内する看板が必要であるという認識で一致いたしました。さらに、観光案内看板のデザイン等についても、市町村の枠を超えて、統一されたものが望ましいということが確認され、今年度新たに、各市町村の担当者による圏域案内サイン部会をワーキンググループとして設置し調査・研究を進めているところであり、これまでに2回開催をしております。それぞれの部会で研究を進め、昨年度の中間報告書及び今年度の検討結果も踏まえ、年度内に最終報告書を取りまとめたいと考えております。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 先ほどのご質問の中で、広域圏内を一体として捉えPRを必要と考え、これを即時活かすべきであるというご質問についてお答えを申し上げます。当研究会、実は二つに分かれて研究をしているわけでありますが、観光推進のためには道路が必要、道路が必要ということをいうためにはやはり外来者の皆さん、それからもちろん圏域内に住む、生活をしている私ども10万2千余人の市民の観点、両方からまたやっていく必要があります。従いまして各市町村でそれぞれ事務を行っている担当の部課長・係長が参画をしてございますので、それぞれの市町村施策の中で予算に反映できるものは即刻やっていただくようにということをお願いを申し上げます。当然最終報告まで行きますれば、構成の市町村、それから先ほど申し上げました県等にも提出をいたしまして、それらが生きるように圏域内を一体とした形で生きていくようにということを考えて作業を進めております。以上であります。

**議長(小林洋之君)** 丸山惣平議員、再質問ありますか。

(「はい」と言う声あり)

**議長(小林洋之君)** はい、丸山惣平議員。

**4番(丸山惣平君)** それでは再質問いたしますけれども、だいぶ通告でお願いしといた答弁内容が若干欠落している点もありますので、さらにお尋ねしたいと思います。一つはこの入所判定の問題をどのようにするかということについて、先ほどいただいた資料の中にはだいぶ細かくいろいろと書いてありますけれども、連合の入所判定委員会に入って共同で一緒にやるのか、或いは別々にやるのか、どのようなふうでこれ、入所判定の問題が非常に重要になってくる。親切な答弁を求めたいと思います。私今7施設の一つとしてこの施設が入って、負担金も高くて払えないようなホテルコストが高くて困るような場合は、お互いやっぱりこう協力しあっていくという事がないとまずいのではないかと。従ってそこで、私その入所判定委員会に入るのかどうか統一してやるのかどうかということと、2つ目の問題は、ホテルコストの値段について、1ヶ月どのくらいかかるのか、全室個室でありますから当然このホテルコストの問題は、介護サービス料プラス食費プラスホテルコストとなった場合、多くの70・80代の年金の方はだいたい4万円からよくて6万円くらいしかないわけでありまして、今でさえ非常に高いところへプラスホテル代がどのくらいになるかということ、非常にこれ関心をもっている問題であります。これもお願いしてあるわけですが、どのように、答弁が欠落しておるもので、もっと詳しく答弁を、ホテルコストを。併せ

て、私施設の、それぞれ運営方針或いは経営方針というものがあると思います。先ほどの資料を見ますと確かに運営方針・経営方針が検討をされたと、項目が上がっておりますが、できれば議会に対しても入ってくる民間施設がどういう運営方針であるのか、どういう経営方針を持っているのか。国が調べた平成14年度の特養施設のそれぞれの収支決算が厚生労働省から発表されましたけれども、その中で社会福祉法人でやっている場合には、年間、修理と費用を引くと12.4%くらい割合とこの社会福祉法人が儲けているという数字が出されたわけです。従ってそれに限った場合に、恐らく乗り込んでくる以上は収益が相当上がるというふうに見ているわけですから、どのような形で審査会で、今度入ってくる施設の運営方針や経営方針が検討をされたのか、できれば資料としてだねもっとまじめと言うか、正規な資料を出していただきたいと思います。それからもう一つこの、答弁が欠落しているのは、連合のチェック体制の問題、特にこの協定書の内容等について確かに資料としていただきましたけれども、これにつきましても配ったから見てくださいというのではなくて、特に連合として論議する中でどういう点が心配かと、そういう点については締結をした内容について、長である連合長自身にやはり本会議の場で明らかにしてもらいたい。私それぞれ今まで飯山にも老健施設ができました。皆さんと一緒に、建設費がだいたい半分くらいもってやって、飯山日赤も建設費を広域で半分くらい、今回の場合はいったいどのような事業費の負担になっているのか、従って協定書の内容について明らかにしてもらおうこと、従ってこの協定通りじゃなくてもっとそれだけ運営委員会というものに連合として参画をするのか、或いはこの連合の会議の中へこの民間施設も一緒に入ってきて協議をするのか、どのような形になっているのかについて、チェック体制の問題改めてお尋ねをしたいんです。で先ほどこの運営方針・経営方針の問題についてお尋ねしましたけれども、今回の場合事業費が12億なんぼで、そのうち建設費で企業が負担する額がどのくらいで、国県が補助する国が2分の1、県が4分の1補助するその補助金、全体とすれば12億円の事業費のうちどのようなやはり民間企業が負担をするのか、収支のバランスというか事業費の構成について、これもお分かりであろうと思うからそれも出してもらいたいと、以上何点かお尋ねしましたけれども、既に通告もしてありますのでもっと丁寧な答弁をお願いして2回目の質問を終わりにいたします。もう一つその、老健はそのとおりにして、ショートの問題についてね、先ほど連合長のほうから、ショートステイの問題については市町村独自の、独自施策として進めていくとそういうようなことを希望しますと言うような、私どうもね、どうしたってその点については賛同を得るわけにはいかないんです。連合長は矛盾していることは恐らく承知していると思うんです。もっと実態について掴んで欲しいし、例えばいで湯と菜の花では、ショートの利用者の実人員は661人です。実際の実件数は795、延べで7,609日、あとの4施設でショートの入居者の実人員は680人、そして実件数が811件、延べ日数が7,976日。このようにしてみますと利用実人員で1,341件のうち実件数1,607件、延べ日数15,585日のうちの半分は要するに2つの施設で、あとの半分は4つの施設。基本とする問題は、このように施設利用者の半分以上の方は4つの施設を利用する、4施設を利用するのが連合の車で送迎をされていないということについて、私ね、どのように受け止めておられるか非常に不思議に思うわけです。特に連合の車での送迎は、これまでも繰り返し申し上げてきましたけれども、介護保険法の指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準というこういう基準で、短期ショートステイ入居生活介護の送迎加算で送迎を行う場合は、片道につき1,840円を、1割184円の本人負担でよいということ

にされております。これは介護保険法できっしり全国一律に決まっているわけです。連合の車での送迎をされている入居希望者は50%は片道184円の負担で、あとの50%の方は介護保険法の適用を受けられないという、同じ介護保険料を払っていながら受けることができない、このようなことがもし利用者の方がわかるならば、或いは住民が知ったならばどう思うかということについて、いったい連合長はどのように考えられているのか。しかし一部にそのくらいは本人がもっても大した事はないからとか、或いはまた世帯には皆車があるとか、タクシーの代行があるとか、各市町村の福祉施策でやっているとかという、私はこのようなことは理由にならないのではないか。介護保険法に定められている項目を申し上げている。しかも50%が法の通り、あとの50%は本人が或いは又市町村かも知れない。今民間の泉平ハイツのショートステイ、これは入居希望者について飯山に送迎にきている、このように聞いております。すべてこれも介護保険法の基準価184円で送迎がされております。もう一度連合長のやはり再度の答弁を私求めたいと思います。

次に、3点目の広域観光について。広域観光には、現在その高速道中野インター、更には豊田飯山インターが地域経済や観光などに大きな役割を果たしております。今回それに加えて新幹線飯山駅の、これは県下で軽井沢、佐久、上田、長野について5番目であります。そして開業予定は先ほども質疑でありましたけれども2013年、あと10年後といわれております。高速交通網の時代、県下におけるまさに北信広域は北の玄関口にあたります。その高速道インターと新幹線の駅を持つ連合圏域の果たす役割は、私非常に大きなものがあるのではないかと思えます。従って地方財政の厳しい折ではありますが、それにふさわしいような幹線道路網の整備、当然身の丈にあった事業計画によって広域観光のルートの整備や大きな課題の私一つである、積極的に県に働きかけていくことが私は重要であると思えます。特に中野市から山ノ内町、木島平村、さらには野沢温泉村、秋山郷を含む栄村、そして飯山、豊田と2市1町4村のここにある自然と歴史、文化、県下でも高く評価をされておまして、そのルートの開発は多くの住民が期待をしております。合併、自立とそれぞれの道は検討はされても、広域として共通の課題に取り組むことが一致しております。その一致した課題が、総合課題で進むときに連合の果たす役割は改めて今見直されてきているのではないのでしょうか。私は重ねて広域連合の果たす役割について、広域観光ルートの推進、幹線道路網の整備について強く県に働きかけることを連合長に要望したいと思しますので、以上の問題について答弁を求めます。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** ただいまのご質問でございますが、先ず1点目で、入所判定について現在私ども6施設については、一緒にやっております。新たに加わる民間施設もいっしょにやるのかどうかというご質問でございますが、これはまだ結論が出てございません。厚生労働省の基本的な考え方は、1施設に一つの入所検討委員会を設けなさいという指導でございます。6施設広域連合が一括で管理をしておりますので、先に県の方と連絡をとりながら6施設を1本でやるという事を決定して現在運用をしております。その中に加えて検討をするかどうかということについてはまだ方針が出てございません。ただし、新設の特養にあたりましては、博悠会につきましては地元との連携を密にとのお願いをしております。一応の計画の中では同様な扱いをお願いをしたいという意思表示がなされております。それからホテルコ



ストの関係でございます。具体的に、これは提案のレベルでございましてこの数字で確定と受け止められると若干後々問題があるかと思いますが、提案レベルで申し上げます。お手元にもいっていると思いますが、「さかえ」につきましては2万8千、「博悠会」につきましては2万5千、それから「四徳健康会」では3万、「老健みゆき」では2万8千、「賛実」が4万8千。金額は書いてございませぬが、企業名が書いてございますので、ただ今申し上げましたようなこととございました。それから経理方針についてはどうかというご質問でございます。経営方針につきましては、当然のことながら厚生労働省の介護、老人福祉の精神というものを踏まえてどの施設とも同様なことで、入居者が入居者のリズムで過ごせるように、それから家庭環境の雰囲気というものを併せ持った共同生活でいきたいと、それから家族との絆と、それから地域との交流というものを追求していきたい、それからボランティアの受入により地域と具体的な関係をもっていきたい、それから入居者の生活と人権を守っていきたい、それから入居者のひとり一人のニーズと意思を尊重して可能性の実現と生活の質を高めていきたいというような内容で博悠会は提案をしております。それから事業費の負担割合でございます。今回の施設は全室個室でございまして、公共的なスペースとそれから個人スペースと大きく分けて2つになるわけでございます。私どもの施設、今回のヒアリングにあたりましては個人スペース分の建設費これは設備費も含みますが、それに対して建設費の4分の1を補助したい。ただし定員掛ける200万円を限度としたいということでございました。ですから建設費本体の建設費の額によりまして連合の補助金は若干上下するわけでございます。ちなみに今回博悠会で提案をしてきた内容、数字をそのまま申し上げます。事業費は12億4,500万円、これはその他工事まで含んでございます。それで、補助金といたしましては、国の補助金3億3,900万円、これはその他工事まで含んだ額でございます。お手元の資料をご覧くださいと思います。事業費、お手元の数字10億8千万円でございます。補助要望額が1億2千万円でございます。その他工事費まで先ほど申し上げましたが、後ほど申し上げた数字が正しい数字でございます。それから運営委員会なるものを設けて参画するのということでございます。施設設置者側の当初の計画ではやはり連絡を密にしてという内容でございまして、代表者も参加をしていただきたいという表示がなされてございます。広域及び地域から代表者に参画をしてもらって運営委員会を設置したいという記述がございまして。それからショートの送迎の関係でございませぬが、連合長答弁のとおりでございますが、ご指摘の通り私どもは、いで湯の里と菜の花苑でショートの定員が20人でございます。その他の施設が23人ということでほぼ半々ということでございまして、恩恵を受ける方々もそのようになってきております。それから観光と道路部会との関係でございませぬが、ご指摘ありまして、県も私ども研究会の中に参与として重要な位置で参画をしていただいておりますので、現在進行中はもちろんですが、完成後には県へ積極的に働きかけていく必要があるというご要望については同感でございます。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** 再度の質問ありますか。

(「はい」と言う声あり)

**議長(小林洋之君)** はい、丸山惣平議員。

**4番(丸山惣平君)** それではまた質問をいたしますけれども、どうも私この連合のチェック体制の問題に

ついて、なんかこの入所判定の問題についても同様な扱いをお願いをしたいといふうになっているとか、或いはまた代表に参加していただいてというような、非常にこの連合とのかかわり方の中において決定的ともいえるようなそういう問題は、これからじゃきっぱりと決めるということなのかね、要するにこちら側が要望しても向こう側が一方的に、私どもはこうしますというだけのかかわり方で終わっているとすればね、これは住民にとってもね大変どの程度詰めてあるんかという点で非常に疑問をもたれるわけで、もっとこのような問題については、協定書というような内容はここにありますけれども、今お話のあったような、代表者に参加していただいてというような、これは連合とすればどういうふうな要望をするかということについて自らの意見というものがあるのかなのか、さらにこの入所判定の問題についても同様な扱いをお願いをしたいというような程度で終わる。私やっぱりまずいんではないかと。もっときちっと入所判定の問題についてはやって、協定書の内容等についてもきちっと決めて、何れははっきりした内容について議会に示すということなんか、その辺はどうなっているのか。どうもだんだんだんだん先送りなふうになりますし。もう一つの問題、ホテルコストの問題、確かに安いところで2万5千円、高いところで4万8千円とあるが、先ほど申しあげましたように例えば所得階層の第2階層のほしい市民税・住民税非課税世帯、介護度5ぐらいになると相当やはりサービス利用度というものがあるわけで、そこへ食事費が加わって、それでも大変なところへ今度ホテルコスト居住費が加わるという、今の年金でいった場合に恐らく入所できないんではないかという問題が起きてきはしないかと思うんで、その辺の試算等についてどのように検討をされておるのか。先ほどお尋ねしたんだけれども少しも数値的な点については一番大事な問題なんでねこれ、ホテルコストの問題をこれほど論議しているときに、こういう上乘せをして果たして入所できるのかという問題、出て来ると思うもんでこの点を明確にしてもらいたいと。特に今国民年金の受給者は6万円でも大変だし、ほしい13万から4万円くらいの人が多いわけですからこういう点、そうするとこの入所判定委員会の問題が非常に大きな役割を果たす、こういうことも言われるんで、連合長は今後の問題については注視していきたいということを開会の時に申されましたけれども、まあ月岡次長も大変だけれども是非連合長も大所高所に立ってこの問題についても答弁をしてもらわないとまずいと思うんで、その点をまたお願いをしたいと。それからこのショートの問題についてね、も何回聞いても同じ答弁を毎回毎回繰り返されてね、こういう不公正なことをしていても少しも気にならないというところにね、私今の広域連合の要するに認識のことが非常にやっぱり私まずいんではないかと思うんで、この点ぜんぜん。改善の余地が。いつでも答弁は改善します前向きにと、どういうふうに改善をされておるかこの間3年間を見ますに何の改善もない。ちょうど今の協定書の問題みたいに、結局はまあその場その場で流れてきているわけでありまして。例えばまあ今回はこうなったけれども、2つの施設以外他の施設ではこういう点が改善されたと、連合としてですよ。市町村任せではなくて。この介護保険法に定められている184円が、そのことについて私改めて連合長に、事務局任せではなくて是非答弁をお願いしたいと思います。

それからこの広域観光の問題について、確かに県も企画局長も呼んでいるんで、懇談会が一つの転機になるわけです。13年と言ってももうあと10年とあつという間に来てしまう訳で、相当この問題について連合長は召集日当日あいさつで申された通り積極的にやっぱり、確かに今県は財政状態が大変だけれども、いつまでもこういう状況が続くわけじゃないんで、その状況にあったような方法で県も支援できると言っ

ている。ここをね、どんどんどんどん強く申し上げていくようにね、私改めてまた連合長に強く申し上げたい、その点を申して質問を終わります。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 今の連合長の考えをということでございますが、連合長の考えていることでございますが、逐次思うところをお話したいと思えます。先ず特養施設の関係のご質問でございます。民間に運営を任せただけの場合のいろいろの心配も当然あると思えます。当初から正副連合長の会議でも、検討におきましても、公的なそれぞれの市町村の負担だけで主としてこういった施設を運営するというのは、たいがい時代としても負担が大きいということが先ず前提にございまして、またそれに併せて現在のこういった施設も大げさに言えば、まあほとんどがもう民間がやっているというところで、不思議に北信広域だけが今までの経過もあって皆んな広域で次々と作るというような歴史があったという点は非常に特徴的であったわけでございますが、現在に至っては経済的ないろいろな情勢からまた施策の方から考えましても、是非民間の力を入れてやっていきたいということにまあなったわけでございますが、そうなるべくといくつかの問題点があって、先ず広域圏内の方がそれを利用するのに非常に利用しやすいのかどうかということが一番の問題でございます。従いまして金銭的に非常に高くつくというような問題がありますと、敷居が高すぎまして、また場所そのものといたしましても栄村に皆広域から寄って行くというその考え方の中で、十分な人が入るかどうかなというようなことも懸念されますので、そういった点からはなるべくコストのかからない方法を検討してみたい。まあしかし、不十分な施設であっては困る、いくら基準が通るとしても、少しでも快適な環境で居住できるようにしたいという思いは当然入るわけでございますから、そういう点も十分に含めて考え方をチェックしたわけでございます。またサービス面におきましても、いろいろなノウハウがそういった運営についてはありますでしょうし、広域でやっている今までの施設の中でのノウハウの他に、民間でいろいろやってこられた方のノウハウもやはりミックスされていくような方向というのがよりベターなことだろうという点から考えましても、全く経験がなくしていくよりもいろいろのノウハウを持っている所の方が望ましいであろうし、入所者も満足するであろう、まあそれらのことを考えたわけでございます。でまた今度、経営の観点から見ましても入所者にすれば、今度は自分から施設を選べる立場にあるわけでございます。今までとは違って、今まではここには行ってください、ハイハイと。今度は違いますよ。そこじゃいやだということが言えるわけでございますから。まあ、そういう結果として入所者の利用が広域の中から少ない、じゃ空けておくかという問題は経営上できないし、もったいないことでございますから、やはりいつも満杯になるような状況は作ってあげてかつ広域の圏内の皆様も希望して入りやすい、また入りたくなるようなそういう状況にあるものであって欲しいと。この辺非常に数字だけではなかなか表しがたい満足の方向というものがありますので、それらを摸索しながら今後やっていくということが非常に大切なことだと思います。ですから最初の段階でその契約的なものだけがちょっと非常に定数の大きい契約書を作って、いわゆるがんじがらめにするということだけで、それさえ満たせばいいんだというようなあり方では、将来やはり心配されるのでありまして、そんな意味では引き受けようとする業者の皆さんの姿勢としても、やはり今後ともご利用いただける方間で不満がおきることがないように意思の疎通を図ってやっていきたいというこの基本にある信頼関係が、何としても一番大事で

ございまして、単なる権利義務の關係の契約だけで推し進めたからいいというもんでもないだろう、非常にその意味では漠然ではありませんけどファジーな面もある試みでございますし又新しい試みでありますのでやはりそんなふうな摸索していかなければ、要素に入れて考えていきたいと思えます。従って今次長の方でも申し上げましたように認定につきましても、認定の制度そのものはもう全国的に統一されたものでありまして、その認定は東京に行ってやろうがどこの施設に入ろうが同じ認定でございますから後はやはり話し合っているいろいろ決めていく要素が入って、地域の希望する者の心を受け止めてもらうようにしていくということが、ものが言えるような関係で行きたい。これは、今のところ双方で了解をしながら進んでいるわけでございます。それから次のお話でございますが、このショートステイに関しましては、私あの細かい現場のところまでの状況は把握しかねておりますし、そのために事務局がありますので、いろいろ皆さん現場との検討をしてもらっておりますが、私はどうもその広域でのショートステイに対するサービスというものが画一的にやればいいというものではなさそうだなというふうに感じております。いろいろ歴史とそれからいろいろな受け止め方事情があって今やっておられるようでございますので、常によりベターになっていくような方向だしはしているように思いますけれども、まあ現状のところ現場の声も聞いて、私の耳に入ってくるのを聞けばいやそれは無理からぬことで、まあそういったあり方で満足されている利用者の皆さんもいる、そういう意見もあると。そこまで全部押し広げてすべてやるのがいいんではなくて、必要性にあわせた対応をしてあげるといような考え方を現場の方ではとっているようでございますので、私の方ではその辺までの理解ではございますけれども、何も画一的でなくても総合的なサービスがよければそれでいいなというような理解はしております。それから広域の観光についてでございますが、確かに広域連合としての観光に関して力を入れて進めていくということは基本原則であり、又非常に重要なことでございます。ただ、その広域連合として進めていく方向も、他にというか中には、それぞれの市町村の中での観光政策というものがお互いに必要に応じた連携をとって進めていかなければいけない部分、或いはまた市町村だけでなくその中身である観光業者なり観光に係る当事者の皆さんの連携意欲と、こういったもの全て中身としては重要なことでありますので、広域としてはその中で共通な広域な部分についてはしっかり時代の方角を見極めながら、また県国の方角も、いろいろと施策が変更してくるではありましようが、それらを漏らさずにしっかり把握していけるような密な連携を取り施策を構築していけるという姿勢でやっていくべきだと私は思っております。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 連合長の答弁に補足をいたします。先のお手元にお配りしました資料3の中にございますように、事業予定者の選定の評価基準の中では、ホテルコストの試算、中段から下でございますけれども、それから地域との連携、広域連合との関わり方という事で、入所検討委員会、運営会議等特に設けまして進出しようとする民間企業の意味を問うたわけでありまして、その結果採用になりました博悠会については先ほど答弁をいたしましたように、ホテルコストにつきましては最低、それから地域との連携につきましては地域重視ということ、それから入所検討委員会につきましても先ほど答弁申し上げましたように広域連合とのかかわり方について、非常に密接な連携を取りたいと意欲が現れておりましたので、審査委員会ではその辺が高く評価されたものと思っております。当然今後事業実施していく場合には、今

回のこの評価基準等が完全に履行されるかどうかについて見極めをしながらやっていくということをご  
ざいまして、それは冒頭の広域連合長のごあいさつにありましたように、見極めをしながらやっていくと  
いうことですので、そのようによろしくお願いいたします。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** 以上をもちまして、丸山惣平君の質問を終結いたします。

ここで昼食のため、午後一時まで休憩といたします。

(休憩)

(午前 11時48分)

---

(再開)

(午後 1時00分)

---

**議長(小林洋之君)** 休憩前に引き続いて、会議を再開いたします。

次に進みます。

順位2番、連合長の退陣表明と今後について、北陸新幹線駅の中野市への誘致について、介護保険制度  
について、17番、青木豊一君。

(17番、青木豊一君 登壇)

**17番(青木豊一君)** 青木豊一でございます。通告に基づきまして3点を質問いたします。私は最初に連  
合長の退陣表明と今後についてお伺いいたします。連合長である綿貫中野市長が任期を約5ヶ月残した9  
月市議会で退陣表明をされました。もちろん退陣は自由であります。中野市長は、中野市だけでなく連合  
長という立場でもあり、当然そうした立場を検討された上での表明と判断しますが、この時期の表明は、  
中野市民からも退陣は自由だが何故この時期なのか。また三市町村任意合併協議会でも重要な局面での退  
陣表明に疑問が出されたといわれます。もちろん連合としても予算編成期等重要な時期であります。私は  
退陣そのものは理解しますが何故こうした時期を選ばれたか、連合長としての慎重な対応が求められたと  
思います。こうした観点から1点、予算編成期を前に連合長である中野市長の退陣表明はどう検討された  
のでしょうか。2点、何故任期5ヶ月前の9月議会を選択されたのでしょうか。この時期を最適とお考え  
だったのでしょうか。また予算編成等についてのお考えをお伺いします。次に、北陸新幹線駅の中野市へ  
の誘致について伺います。北陸新幹線には各地域で、関係地域で合意した北信広域圏の飯山市への駅舎建  
設を思案した工事が進行し、それに伴う幹線道路網整備が進んでいます。ところが中野市などにおいて北  
陸新幹線地下駅設置等の声や誘致運動が地方議員や同経験者を中心に起きています。同時に中野市議会  
での質問に対する市長の答弁では、現在は考えられないとしつつ再質問では夢を持つことは素晴らしいこと  
とされ、また中野・山ノ内・豊田の任意合併協議会でも、駅という文字は出てこないがとしつつ、新幹線  
駅設置の方向が含まれると思われる旨の発言をされています。私はこうした連合長の発言は、広域連合が  
平成13年度から22年度の北信広域連合新地域ふるさと市町村圏計画の構想及び基本計画の平成13年度か

ら17年度で関係機関、地域住民と連携して飯山駅周辺整備や公共施設の整備を促進する、している等から見て疑問をもたざるを得ません。こうした上に立って、1点、北陸新幹線駅を飯山市に設置した経過について改めてお伺いいたします。2点、北陸新幹線駅請願駅を中野市に誘致することについて、広域圏内の合意等の関係はどうなっているのか。3点、中野市長及び任意合併協議会長及び連合長として中野市への請願駅誘致運動についてどうお考えなり対応されるかお伺いいたします。次に介護保険についてお伺いいたします。介護保険の矛盾が先ほども議論されておりますように、施設の問題或いは介護を受けたいが或いは施設に入所したいが入所できない等々様々な矛盾が起きています。その上に立ちまして1点、介護保険制度の認定審査について、変更が約3割を越しているわけでありましたが、この実態およびどのようにお考えになっているか。2点、先ほどの同僚の丸山議員も質問されましたが、短期入所施設の公平化について。連合長は改善を検討されるというふうに言っておられますけれども、このことについての基本的な考えをどうお持ちになり改善をされるのかお伺いいたします。3点は特別養護老人ホームの職員体制について。施設への、施設ごとの不均衡及び嘱託職員が約2割を超えるという状況の中で、こういった職員の待遇改善を求められておりますが、以上の点についてお伺いいたします。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 青木豊一議員のご質問にお答えをいたします。先ず連合長の退陣表明と今後についての関係でございますが、広域連合の予算は、特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム事業特別会計が、予算総額の87%を占めております。これらは、すべて介護保険法、老人福祉法に基づいて、運営がなされております。一般会計においては、人件費、介護認定審査会費などがその主なものであり、全体としては継続的・恒常的で制度に則って行っている事業であり、為政者の判断で大きく変わることはないと思っております。また、当連合では、正副連合長7人の中にあつて方針等が決定されており、その1人が交替したからといって運営が大幅に変わるものではないと思っております。広域連合長の任期は、規約により組織市町村の長としての任期によるものとされております。任期満了における私の思いは、中野市長としてのものであります。中野市議会において、その旨は表明したとおりであります。中野市長としての任期を全うし、併せて連合長としての職責を果たしたいと考えております。

2004年度予算編成はどう対応される考えかというご質問でございますが、北信広域連合は、組織する7市町村で構成され、運営面においては7人の正副広域連合長会議で協議をしたうえ議会において、可決・承認をいただいているものであります。従来よりその構成市町村の首長の任期満了による交替がある場合であっても、正副広域連合長会議で検討し、議会にお諮りし事業執行を行っていくものであります。ご質問の、新年度予算編成にあたって、従来どおり管内の住民福祉を増進させていくことを主眼としておりますので、通年予算編成を組む予定で作業を進めて参りたいと考えております。

新幹線駅の中野への誘致についてのご質問ですが、北陸新幹線は昭和47年6月29日に基本計画決定がなされ、主要経過地、長野市付近、富山市付近が発表され、また、昭和48年11月13日には整備計画決定がなされました。このような中で、地元北信地域でも誘致運動が活発化し、北信広域管内2市1町4か村の首長、議長で構成する「北陸新幹線建設促進期成同盟会」が、昭和51年8月9日発足し、北陸新幹線飯山駅実現を目指して誘致運動をしてきた経過があります。北陸新幹線、高崎・南越間の駅・ルー

トの公表は、昭和57年3月30日になされ、以降その実現に向け沿線各県、官民一体となって建設促進に向けた取り組みがなされてきております。昭和57年5月10日には、行政、民間団体などを構成員とした「北陸新幹線北信地域広域推進協議会」が組織され、以降同様に早期建設、飯山駅実現を目指して運動を展開してきております。なお、「北陸新幹線建設促進期成同盟会」及び「北陸新幹線北信地域広域推進協議会」については、ともに飯山市が事務局を務め、運動を進めてきております。

北陸新幹線駅を中野市に誘致することについて、それから中野市長及び合併協議会長として同駅の推進運動をどう考え対応するかでございますが、この質問につきましては中野市議会での一般質問でも、また、地元新聞の報道でも伝えられておりますが、中野市への駅建設誘致運動につきましては連合としては、お答えする立場にございませんのでご了解をお願いいたします。

介護保険制度について、介護保険の介護度認定については過去3年間の経過に立って、改善点をおり込んだ新たな一次判定基準によりこの4月から行なっております。二次判定では、医師をはじめとする専門的知識を有する委員25人によって4グループに分かれて、それぞれ審査をしており、14年度に審査件数は4,558件でありました。一次判定と2次判定での変更率は、平成14年度においては、33.1%と、県平均の28.4%に比べ、若干高くなっております。平成15年度の上半期の変更率は、32.4%で、県平均28.3%とともに、若干の低下が見られました。

短期入所施設への送迎の公平化について、先程丸山議員にお答えしたとおりでありますので、よろしくをお願いいたします。

特別養護老人ホームの職員体制についてのご質問でございます。平成15年4月1日現在の施設における正規職員数は、条例定数217名のところ2名減の215名であります。上半期中で、中途退職者が4名出ており、10月1日現在では211名となっております。また、10月1日現在の産休・育休・療休者は、13名であります。このうち、看・介護等に携わる直接処遇職員の代替については、平成15年度より嘱託化を図り、基準の3対1を下回らないように嘱託職員で対応をしております。平成14年度までは、これを臨時職員で対応をしていたため、夜勤が正規職員に負担となっておりましたが、嘱託職員の夜勤への組み入れによりまして、正規職員の1ヶ月当りの夜勤回数が、約0.5回分減少をしております。また、朝夕の業務の集中する時間帯には、臨時職員・パートの雇用により平準化に努めております。さらに、直接処遇職員の年次休暇等の取得対応のため、年間1人当たり7日間分の臨時雇用の予算を計上しております。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** 青木豊一君、再質問ありますか。

(はいと言う声あり)

**17番(青木豊一君)** それでは、再質問を行いたいと思います。最初の退陣表明についてでありますけれども、先ほども申し上げましたようにこの表明そのものはですね、全く自由な問題ですが、やはり連合長として残念ながら本議会では質問という立場で議論をされたわけですが、栄村への施設の設置、これはやはり率直に言いまして、民民でやるというような方向になっているわけですが、こういう問題を抱えているのに確かに副連合長もおいでになるわけですが、やはりこの時期というものをですね、最高の責任者として充分検討をされなければ、様々な障害は現に起きているし、市民の皆さんからも、広域連合の

管内の住民の皆さんからも不安があるわけで、その点についてこの時期が妥当であったのかどうか、このことについて改めてお伺いいたします。それから北陸新幹線の問題についてでありますけれども、経過等につきましては理解するわけであります。そこでいわゆる請願駅の誘致運動についてでありますけれども、先ほどのお答えでは連合議会に答える立場ではないと、こういうお答えでありました。これは非常に重大な問題ですね、先ほど私が基本計画或いは構想の中で、飯山駅周辺整備を、公共施設の整備を促進するというふうに明確にしているにもかかわらず、そういう運動があり、また中野市議会でも市長がそういう夢を持つことは結構だと、こういう発言をされているわけです。そうするといった先ほどの経過の中でもありますように、北信広域圏として一つの方向に力を合わせて進もうとしている時に、市民団体から起きてくるものに対して当然関係市町村の皆さん、広域管内の皆さんからするならばいったい中野市はどうなっているのかと。またそれに対して連合長はどう対応しているのかどうか、これは疑問をもたれるのがごく自然なことだと思うんです。ですから先ほど申し上げましたように、その中心になっておられるのが元の今まで議員をやられた方であるわけですね。そういう方々がその先頭を切るというこの状況の中で、この北信広域連合をいかに連合長としてまとめていくのか。そしてまたそういう質問に対して連合長は答える立場ではないと。言うならば基本構想や計画から違う方向の運動が現に起きていることに対して答弁を拒否されるということはまことに理解し難いことだと思うわけです。そういう点で連合長として今広域連合が進めている方向に総力を結集しておやりになろうとされているのか、それとも請願駅はこの北陸新幹線の完成時から具体化されるわけですが、そういう問題をそのままにしておいて広域圏の基本構想なり、計画というものを進めるお考えなのか。ここはやはり私達議会としても大いに関心を持ち、また連合長としての責任あるお答えは皆さんお求めになっていると思う。そのことについて改めてお伺いをしたい。明確なご答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから介護保険の問題についてでありますけれども、先ほどお答えがありましたわけでありまして。私も先日、これまで介護度3の方がお家の方からするならばほとんど変化が無い、そういう状況の中で3から1に変更をされてしまった。この変更理由の主要な側面というのは、状態像の例というのが全体の84%でありますから、かなりそれぞれの自治体の、担当者の判断によるところが多いというふうに考えます。主治医の意見は4%であります。件数でいうと重度になったのが59件、軽度が2件こういう状況であります。ところがそれぞれの自治体の審査状況を見ますと、変更率が全体として32.41%平均するとそうですが、低いところは28.81%、高いところが37.17%、中野市の場合は35.40%と、いうふうにかなりこの自治体の担当職員の調査による影響というものは非常に大きなウェイトを占めるのではないかとというふうに判断をするわけでありまして。そういう点でこうしたやはり変更率ももちろん機械的に同じということはなかなか困難であろうかとは思いますが、自治体ごとにこうした差があるということの中に、やはりこの変更者が、実態というものが必ずしも日常生活に合致するということがない面も、避けがたく出てくるのではないかと。あるいはまた大きな病院等にかかった場合等については、主治医が変更をされると、こういうふうなことを通じて必ずしも、主治医の意見を正確に聞かれるという面もあろうかと思っておりますが、そういうやはり問題をももちろん意見を述べるという機会もあるわけですが、なかなか家族の皆さんからするとそういうことは抵抗があるようではあります、そういう点でこの辺の公平化をどう図ら



れるお考えなのかお伺いしたいというふうに思います。

それから短期入所の送迎の公平化についてでありますけれども、基本的な点については丸山議員の方からも質問がありましたので、数字的なことについては繰り返しません。問題は丸山議員も指摘されたようにですね、もう数年この問題を質問をしても、検討をいや改善をというお答えがでて、実際にこの問題が具体的な形で改善がされていないと、そこにはやはり連合自身としてこの送迎問題について、基本的な考え方がね私やはり確立していないんじゃないかと。どういう方向に改善をしていくのかどうか。これはどなたも、ある施設は無料で送迎してもらえ、ある施設は有料になってしまう、これはどなたも不公平があるということは理解していただけたと思うんです。それで先ほどこの自治体によっていろいろな施策があるというふうにおっしゃいますけれども、例えば福祉タクシーを使えば、無料タクシー券を使えばそのためにそのタクシー券というものはこの利用を別な機会で減らすことにもなってしまいます。そういう点で先ずそのどういう方向に改善をしていくのか、その過程が今どこにあるのか、このことをやはりお伺いしたい。例えば、方法として全部の施設に車を配置する方法もあるだろうし、或いはまたこれを民間に委託をしてその部分について連合として184円というものを還元、負担をしていくと、こういう方法もあると思うんです。だから別に連合としてその検討をどこまでされてどういう方向に改善をされようとしているのか、そのことについて改めてお伺いしたいし。なお各自治体に制度があるとおっしゃいますけれども、具体的にそれぞれの7市町村のね、その施策がどういうふうになっているのか具体的にお答えいただきたいというふうに思います。それから特別養護老人ホームの職員体制の問題についてでありますけれども、先ほどお答えがありましたように一定の改善をされたことについては、私も理解をするわけでありまして。しかし例えばですね、この嘱託職員についてであります、質疑の中でお伺いしたんですが、予算書にあるということでお答えになりませんので私が計算をいたしましたら、施設職員は、全職員を含めて約500万円年間、これに対して嘱託職員はお答えがありましたように210万円から220万円。しかし用務の内容は全く変わらない事なんです。全くこれと同じということは不可能だと思うんですけれども、少なくとも現場で実際におやりになる方からするならば、同一労働同一賃金にね、最大限近づける、本来同一労働同一賃金は当然なことな訳ですけども。しかしここまでの格差をね是正するってことは私は当然必要だというふうに思うんです。もしこれができないということは、この嘱託職員のこういう低賃金とね低待遇を利用してそして施設の利益にはかかっていくと、そういうことにもなりかねないと思うんで、改めてこの点についての改善をお伺いしたい。また有給休暇についても、改善をされてきたことは大変喜ばしいことでもありますけれども、しかし正規職員の配置状況を見ましても施設ごとにアンバランスが生じております。ほとんど正規職員で行われているところと、2割以上も嘱託職員を配置されるとこういう状況があるわけでありまして、この辺の改善についてどうお考えになれるかお伺いをしたいと思っております。以上です。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 青木議員の再質問にお答えをいたしますが、先ず連合長の任期の関係でございます。一つには、先ず原則的には中野市の市長としての立場での、もちろん自分の歴史そして、諸般の事情そういったものを考えて決断をしたわけでございます。それに連鎖して広域の問題があるかと思っておりますので、先に広域のことを考えて中野市のことを考えているわけではございません。これはそういう仕

組みになっていることをご理解をいただきたいと思います。それから基本的には、行政の継続性というものが常にありまして、これは市民生活に対して常に行政はベストの方法を取ります。そしてそれに対する首長の立場としては、任期というものがあり選挙というものがあるわけでございます。その中で自分の意思も含めまして判断をしていく世界であろうというふうに思いまして、首長がなくなってしまって永遠にいないと、そういうことも起きるわけではないわけでございます。それから新幹線の駅問題でございますが、これにつきましては中野市のある地域だと思いますがあの皆さんの中にはそういった案なり希望なりをお持ちになって意見を出しておられる方たちがおられることは承知しております。しかし、これはそういった意向を持っているという事実があるだけでございまして、連合としてこの問題を取り上げて即対応するという問題ではないと私は考えております。また中野市の市長といたしましても、そのような運動なり意向なりに対して自分なりにそれはいい方法だからというように今考えているよりはむしろ逆でございまして、この広域の中に新幹線の2つの駅を持つことが果たして背景の利用者との関係で耐えるのかどうかということを考えてまいりますと、それは確かに話に聞けばかなり短距離で2つのものがあるかと思いますが、この論理が東京からずっと長野、長野から新たにまた北陸の方まで行くルールの中に、たくさんそういうようなものが条件としてそろっているから次々ついていくようでは、新幹線の機能というのがおそらく果たしきれないだろうと思います。果たしきれないものを無理に実現するためには、大変な自前の予算を使ってやってもこれは耐えられないんじゃないかというふうな私は判断をしておりますので、大変難しい問題ではないかなというふうに感想を持っております。しかしそういう意欲や構想を持っていることは一つの夢としては、夢を描いてはいけないということをピシャッと言うという問題ではございませんので、そういう声があってもそれはそれ。しかし連合の長としては、これについては関心がないというふうに思っているわけでございます。また広域連合の計画の中でも当然もう1つ駅を作るなんていう計画は入っているはずがございません。後の問題、次長の方でお願いします。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 先ず正規職員の給料ですが、500万円程度、それから臨時、嘱託でございますが、220万円くらいまでということでございます。同一労働同一賃金というお話でございますが、現在嘱託をお願いしています皆さんは先ほども申し上げましたように、産休・育休等々で休みをとっている正規職員のためにそこでつかわしていただいているわけでございます。それが1点でございます。従いまして正規職員が出勤をいたしますとその方は任務を終えるわけでございます。その間やはり正規職員と一緒に仕事をしていただきますがあくまでも同一労働ということまでは達していないものと思われまして。それからもう一つは嘱託とか臨時ということをお願いをいたしますと、実際には正規職員1人の人件費で何人か雇用することができまして、その点正規職員それから来ていただいている臨時・嘱託の皆さんも労働は軽減をされてくるような結果を招きます。それから、地域でいくばくなりとも雇用の創出が図れるというふうに考えておりまして、現在嘱託等につきましても正職員の充足をお願いをしている場合は、介護手当といたしまして月額1万2千円、それから1夜勤につきまして1,298円だったと思いますが、手当等もお願いをして処遇の改善には努めているのでございますのでよろしくご理解をお願いいたします。それから変更率の関係でございます。ただいま議員さんご指摘のように各市町村ごとにそれぞれ変更率には差がご

ざいます。申し上げるまでもありませんが、介護認定審査会、介護認定につきましては、議員さんの一般質問の中でございましたとおり一次判定というものがございまして、これは構成市町村で調査を行って厚生労働省で定められた様式のところに記入をいたしまして、それで平均化を図るためにコンピューターで入力をして、その方に関わる介護に使用する時間等を判定して第一次判定として申し上げてあるわけでございます。二次判定には、先ほどご質問の中にもありましたとおりでございます。保健・医療・福祉に係ります専門家で構成して、一次判定を基にいたしまして、なお主治医意見書等、特記事項等々、よく検討し二次的な判断をするわけでございます。この場合およそ3割程度の一次判定と二次判定の差がでてきて、多くの場合はより重度に変更されるのが通例でございます。先ほどございましたように、たとえば主治医意見書ではより重度にというのが59、対してより軽度というのが2、それから特記事項による判断では、より重度にというのが175、より軽度というのが2という具合に、概ねその状況を見まして二次判定の場合はより重度の方に修正がかかるという例が一般的であります。そのような事情でございますので、必ずしも各市町村で一次判定の精度が低いということにはつながらないかと。二次判定における医学的な見地等で精度を高めるといふふうにお受け止めをいただければというふうに思います。それからショートを送迎につきましては、先ほどの広域連合長の答弁のとおりでございますのでよろしくお願いたします。

それから、各市町村での具体的な取り組みをということでございます。私どもの方で各市町村に照会をいたしました内容でございますけれども、市町村名はちょっと省略をいたしますが、福祉タクシーによるものが1市町村ございます。それから社会福祉協議会の方へ委託をいたしまして送迎をするというものがございまして、これにつきましては村内と村外の区分けがございまして、村内の場合も村外の場合も基本単価の1割のサービス料で送迎をしているというところがございまして、それから社協で車を用意をいたしまして、使用料は無料ですが燃料代はいわゆる満タン返しといたしまして、満タンにしてお返しすれば車両の貸し出しは無料であります。ただし運転は家族の方でやっていただきたいというのが1市町村ございます。あ、これは三市町村でございます。それからもう一つは社協で車両及び運転手がありまして、これを利用する。ただし区域内は、一定の区域内外で利用料は別に設定してございます。それから、所有関係がわかりませんが、村で持っているのか社協で持っているのか私どもの調査ではわかりませんが、1村につきましてはやはり車両の貸し出しで運転は家族というところが1つございます。そのように各市町村ではそれぞれ独自施策で、通院或いは施設入所或いは単なる外出・買い物等々について利活用できるような制度を設けてございます。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** 青木豊一君、再度の質問ありますか。

(「はい」と言う声あり)

**議長(小林洋之君)** はい、青木豊一君。

**17番(青木豊一君)** 最初に連合長の、私は政治姿勢になると思うんですけども、もちろん市長として退陣表明されていることは、即連合長として同様の形になる。ですから私は辞められることについて否定をしているんじゃない。しかし時期というものが当然辞める場合にあるわけなんです。私は議会人ですから一定の時にはそういうことをされることは十分わかります。じゃあこの9月という、5ヶ月前の9月という時期がね果たしてどうだったのかどうかその点をどう配慮されてやられたかと、こうお伺いしたい。

それから新幹線の問題についてですけれども、ということは連合長として、まあ運動されることについては私もよし悪しの見解はありますけれども、連合長として先ほどお答えを聞いていると、正副連合長が私の質問に対して、私だけでなくこのことについて聞きますからこのことについてですが、よくご相談いや検討された結果としてのお答えではなくて、連合長自身の思いこれをお答えになっているというふうにしが見えない。私はやはり連合のリーダーとして集団的な考え方がどうなのかと、それを代表してきて連合長がお答えされるわけでありまして、私の思いではなくて連合の理事者として、あくまで飯山駅を構想どおりに進めるのかどうか、このことについて明確なお答えをいただきたい。本見解を求める。それから次に短期入所の問題についてであります。今いろいろお答えがりましたが、結論はですね何れも負担を求めたという、利用者負担が求められているということですね。人的或いは料金的。ですから実態は、この184円よりかはね、はるかに多額な負担が利用者が強いられている。こういうやはり現状を、いわゆるそういう制度として確立していないために。方法はありますよ。車をそれぞれの施設にやるという方法もあるし、或いは車を買うよりかある民間に委託して、利用料をその送迎の負担は連合として払うと、こういう方法もあろうかと思うんです。その方法論は別として、その基本的な問題は何かって言うと、同じ連合の施設にありながらね、先ほど次長の、他のお答えの中では、民間施設は別だと、しかし連合では施設は複数あるけれどもそれは連合として運営しているから一つとして審査会を行っている。皆さん方の都合のいい時にはそのようによりになってね、住民にこういう不公平感を与えるときに、これはまた別問題になってくると。この点をどう改善する意思があるのかどうか。方法はいくつもある。問題は、この問題を皆さん方が本気でお考えになっているかどうか。ここに私は解決の方法のね、なかなか見出せない一つの大きな要因があるわけです。だから利用者負担を強いられる、いや送迎の利用者負担を強いられる人とされない人の、この不公平をどう是正するお考えなのかこの点について改めてお伺いをしたいというふうに思います。それから嘱託職員の問題についてですが、もちろん今お答えがあったように、産休代替等でされてる方もあるわけですが、しかし皆さん方からいただいた10月1日のものを見ますと、例えばふるさと苑の常勤者の率というのは全職員の69%、望岳荘は68.7%、菜の花苑が70%と、ある施設は95、6%に近い。こうやはり現状になっておりますから、私はやはり同一労働同一賃金にやはりしていくことが大前提にしつつ少なくとも時間当り或いは1日当りですね、この単価を改定してそして基本的にお互いが同じ条件の中で働ける、それが同時に利用者に対する私は公平なサービスを提供する原点だと思うんです。そういう点でこの嘱託職員の待遇を月としてかえられる部分もありますし、具体的には少なくとも1時間或いは1日当りの単価を改善してですねもっと実態に合う単価で報酬をやはり支給すると、こういうやはり改善を求められていると思いますがその辺についてお伺いしたいというふうに思います。なお審査会の認定についてですけれども、そういう点でいろいろ下がるということについてはお認めになっておられるんですけれども、そういう意味で連合としても一層やはり公平化や市町村間の差が出ないように指導等される、お願いをしたいということをお願いして質問といたします。以上です。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 広域連合長としての、進退表明の時期の妥当性についてのご質問でございますが、私は一つには9月議会で一般質問を受けたことに対する答えであったということで、9月議会の時期

というのがひとつあったと思います。もう一つはやはりその後当然選挙というものが待ってるわけでありますから、その選挙のためにもあまり直前は妥当でないという考えもありましたので、それよりも以前に私の意向を質問されたことに答えることは、もう自分の心が決まっていれば時期的に早くてもそれはそれなりにいいのではないかとこんな判断をしたのでありまして、ちょっと質問をされたときに何故かという、どういうところが問題になるのかちょっと自分では先ほどの継続性の問題と照らしましては、定かな答えはできないような気がいたします。それから新幹線問題につきましては、あくまでもそのような駅についてはそのような声が出ているということでございまして、私としては正副首長会に諮って改めて今までしっかり一本方針を決めていたものをそれによって乱される問題の時期ではないというふうに思っておりますから、全くそれについては話題にもいたしません。しかし最近では必要な問題については、連合長だけの判断ですること無く、かなり熱心に正副連合長会議を開きながら方向出しをし、議会にも対応しております。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 連合長の答弁に補足をいたします。臨時・嘱託職員の賃金の関係でございます。

当広域連合では、平成10年に現在の臨時職員についての価格を設定いたしました。当時としては各構成市町村の中でこのような同じような仕事をしている皆さんの賃金の比較をして、決してそんな色のない価格を設定をさせていただいております。それ以後人勤につきましては、昨年度から切り下げの勧告がなされております。しかし平成14年におきましてそれから本年度におきましても、予算の中では臨時職員の賃金の切り下げというものについては一切してございませんので、その辺をご理解をお願いをしたいと思います。それからショートの送迎の公平性等につきましては、先ほど広域連合長が答弁をしたとおりであります。以上でございます。

**議長(小林洋之君)** 以上をもちまして、青木豊一君の質問を終結いたします。

次に進みます。

順位3番、施設運営と職員の勤務条件について、市町村合併と広域連合の役割について、

このことについて、11番、高木尚史君。

(11番、高木尚史君 登壇)

**11番(高木尚史君)** 11番、高木尚史です。通告をいたしました2点に渡って質問をいたします。最初に、施設運営と職員の勤務条件についてであります。ご承知のように介護保険がスタートをして、いよいよ見直しの時期も迫ってまいりました。この間、介護保険料の改定なども含めて具体的にそれぞれの施設運営がされているわけでありますが、今年度からは介護報酬単価の、平均で約4%施設入所の場合そういった改定がされるなど、今後の動向がどのようにになっていくのかというのが不透明な状況の中で、これからの施設運営の見通しをきちんと立てていくことが大変重要な課題ではないかというふうに思います。そしてこの間で、今年度限りということですが、まだ引き続きあるようでありますが、起債の償還問題なども出てきております。そういった状況の中で今後の施設運営の見通しについて先ずお伺いをしたいと思います。二つ目は既に質問が出されましたけれども、栄村に建設を予定されている施設、特養施設の問題についてであります。既に建設問題について触れられておりますけれども、私はひとつ比較対照を

するという立場から、今までのように北信広域連合が主体となって建設をした場合に、いったいどれだけの費用がかかるのか。そして、その費用に伴う負担金などがどのような額になるのか。そのことをやはりきちんと明確にしながら比較検討をすべきではないかと思います。そしてその結果として、費用対効果というものがどのようなものであるのかということがはっきり出されるわけでありますから、このことについてどのように比較検討をされた上で民設民営という結論にいたったのか、そのことについてお伺いをいたします。次に正規職員と臨時職員との待遇の改善策についてであります。実は連合長が、中野市長でありますけれども、中野市の広報なかのの8月号に、大変興味深いというよりも重要な問題提起をされております。ちょっと紹介をいたしますと、介護の心ということで記載をしてあるわけですが、臨時職員の人には正規の職員と待遇が違うので不平等感がある、このように断定をしております。そして続いて、だが正規の職員の賃金すら下げていかなければ経営が成り立たないというふうに、広報なかの中で市民の皆さんに周知をされております。私は、これはやはり大きな問題だというふうに思うんですね。臨時職員と正規職員の待遇の不平等感というものを認めながら、なおかつ、この中で賃金の引き下げ問題にも触れている。このことは、冒頭申し上げましたように施設の今後の経営見通しという問題とも関連をするわけですが、それをどのような資料をもとに、或いは今後の見通しの中でこのようなことが具体的に文章化されたのかどうなのか。そのことについて改めて見解をいただきたいというふうに思います。

次に市町村合併と広域連合の役割についてであります。既にそれぞれの自治体で合併問題が議論をされ、連日のように新聞報道がされております。最終的にはそこに住んでいる住民の皆さん方が、自分達のまちをどのようなまちにするのかという希望をもって、最終的な判断をするのが市町村合併であろうというふうに思います。しかしなかなかそういった理想論が成り立つような合併論議が進んでいないのも、一面の中で見えるわけであります。翻ってこの広域連合が設立をされるその時点で、果たしてこの広域連合の役割というものがどういうものであるのかということも議論をいたしました。そしてその中の大きな課題として、それぞれの自治体が同じような施設を作って無駄な投資をするよりも、広域連合としての連絡調整なども含めて効率的な地域の運営をすることが必要ではないかというところから、広域連合というものがスタートをしたわけであります。しかし、そのような中でこの広域連合の果たす役割というものが、市町村合併の問題を抱えているときに、いったいどういう方向に進んでいけばいいのかということが改めて問われているのではないかとこのように思います。ご承知のように広域連合は規約の中で、7市町村と北信保健衛生施設組合、更には岳北広域行政組合、岳南広域消防組合で組織をされておまして、ふるさと市町村圏計画の策定など10項目の事務を処理をするということになっております。そのような中で、広域連合と一部事務組合の関係は、広域連合としても7市町村以外にも一部事務組合の他の町村が加盟をしているわけであります。そういった意味で、広域連合としての役割、更には厳しく言えば広域連合長には一定のまとめ役としての権限を与えられているわけであります。そのような中で、今後の広域連合としての果たす役割、そして地域をまとめていくという、そして大きな丸となれるような体制作りをしていくためにどのような方向付けをされていくのかお伺いをし質問をいたします。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。  
(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

広域連合長（綿貫隆夫君） 高木議員のご質問にお答えいたします。施設運営と職員の勤務条件についての先ず質問でございますが、平成12年度より介護保険制度がスタートし、今年度で4年目を迎えております。介護保険制度以来、過去3年間の決算状況を見ますと、ようやく3年目にして安定経営が見込めるようになってきました。このため、今後の施設建設の財源等とするための財政調整基金も順調に増加が図られてきております。しかし、介護報酬には、施設の減価償却費が含まれていること、組織市町村の財政状況が厳しく今後改善の見込みが立たないこと等の理由で、平成15年度より施設建設時の起債償還金を施設の特別会計で支出することにいたしております。また本年2月24日、介護報酬単価の見直しがなされ、今年度から特養については、平均4.2%の引き下げがなされました。このため本議会において、介護サービス費負担金の減額補正をお願いいたしましたが、この影響額は約5千7百万円の減となっております。運営の安定期に入った平成13・14年度の特養6施設を合計した財政調整基金の平均積立額は、概ね3億円でありましたので、今年度以降新報酬単価ベースで推計いたしますと、概ね2億4千万円となります。また、今後支払っていく減価償却費に相当する建物部分の起債償還額は、平成15年で、約1億2千万円、平成16年度以降、平成24年度までの平均額は、1億7千万円程度となっております。これを差引いたしますと、実質の積立額は、人件費を現状で固定したとして6施設合計しても、単年度平均で、7千万円の積み立てしかできないこととなります。ましかし、特養会計の事業費の約3分の2を占める人件費は、補正後ベースで本年度の特養6施設合計で、11億5千万円を超えており若年層の多い連合職員の平均年齢は、今後確実に高くなっていくことが予想されます。現在のプロパー職員の平均年齢は、35.6歳であります、かつ、32歳以下の職員が半数を占める状況にあり、ベースアップ額の高い年齢層が高齢化することに伴い、人件費の大幅アップが見込まれます。しかし、人件費アップ分を吸収するだけの介護報酬が見込めないことから、将来に向けた健全経営の方策が必要となってきております。早急に、将来の経営安定化施策の検討を進めていく考えであります。

次に、栄村に建設予定の施設について、直営と民間委託との投資対効果の対比はどうかというご質問ですが、建設予定施設の建設費についてはまだ未定であります。仮に75床のふるさと苑を例にしますと、工事費は約12億9千3百万円でありました。ふるさと苑建設の際には、景気浮揚策があり有利な起債を取り込みましたが、通常ベースで算出すると、市町村分担金は約2億1千6百万円となります。今回の社会福祉法人の建設に対して、連合補助という形で個人スペース分の建設費の4分の1以内を補助することとして、最高限度額は1床あたり2百万円としております。このため同規模で計算いたしますと、最高でも補助額は1億5千万円、先ほどは2億1千6百万円と申し上げましたが、こちらの方は1億5千万円となり、市町村の負担が6千6百万円軽減される見込みであります。

正規職員と臨時職員等の待遇改善策はどうか。先ほど、青木議員の介護保険制度についてのご質問の中でお答えをしたとおりであります。よろしくお願いたします。なお、嘱託・臨時職員の報酬・賃金につきましては、引き続き人勤のマイナス勧告がなされる状況のなかで、現行水準を下回らないよう努めていきたいと考えております。なお先ほどのご質問の中で、臨時職員の不平等感のことにつきまして、私が念というところに書いてありますが、それは私が実際に現場を視察したときに、いろいろ職員の皆さんとお話をしたときの内容から文章を作りましたので、特に臨時の人たちからはそういった主観的な把握の仕方、

考え方を言われましたのでそれはしっかり受け止めながら、しかし、ということでお答えを申し上げた内容でございます。

市町村合併と広域連合の役割についてのご質問であります。広域連合では、平成14年度において合併協議の先進地である事例研修なども含めた、各市町村担当職員による連絡会を開催いたしました。また、7市町村長による情報交換等の場も6回設け、それぞれにおいて必要とされる資料・情報を収集し提供してきております。これを経て各市町村で、それぞれ判断・決定をされ、現在は、中野市・山ノ内町・豊田村の3市町村における任意合併協議会及び、飯山市・木島平村・野沢温泉村における合併問題研究会が設置され、協議が進められております。広域連合としては、それぞれの市町村及び住民の自主性を尊重し、見守っていきたいと考えております。

それから、広域連合と一部事務組合の違いは何かというご質問でございますが、地方公共団体においては、市町村などの「普通地方公共団体」と、特別区、地方公共団体の組合などの「特別地方公共団体」に区分されております。広域連合については、一部事務組合などとともに「地方公共団体の組合」の類型に区分されています。広域連合と一部事務組合の違いについては、いくつかございますが、大きなものとしては「設置の目的」が違ってしております。構成団体の事務の一部を共同処理するために設置される一部事務組合に対し、広域連合は、多様化した広域行政需要に適切かつ効率的に対応するとともに、県からの権限委譲の受け入れ態勢も可能となる、特別地方公共団体であります。その他、一部事務組合の規定等のないものとして、広域連合長は、広域計画の実施に支障があると認めるときは、議会の議決を経て、広域連合を組織する地方公共団体に対し、必要な措置を講ずるよう勧告ができることとなっております。この点からも、広域連合は、一部事務組合とは違い、構成団体に対して一定の独立性を有しているものとされる所以であります。そのため、広域連合には、条例の制定改廃、事務監査の請求、議会の解散、議会議員及び長などの解職の請求など、普通地方公共団体と同様に、住民による直接請求制度が設けられております。これらの直接請求制度も、一部事務組合の規定にはなく、大きな違いといえます。以上です。

**議長(小林洋之君)** 高木尚史君、再質問ありますか。

(「はい」と言う声あり)

**議長(小林洋之君)** はい、高木尚史君

**11番(高木尚史君)** 継続をお願いをいたします。施設運営ですけれども、それぞれ介護保険法の見直しなどもあり、なかなか不透明な中でどういう対応をしていくのかというのは、大変現時点ではむずかしい課題だというふうには思いますが、今連合長のほうからご答弁がありましたように、例えば財政面からいきますと大変やっぱり厳しくなるだろうというのは当然見えてまいりますし、この見直しの段階でも既に現在では交付税の見直しなどを含めて三位一体の改革などということ为国が申しておりますし、そういった一貫性の流れの中でも厳しさも増していくのかなというふうに思っております。まあそういう中のこの施設運営をいかに維持をしていくのか、そして地域の皆さんの要望に応えていくのかということは大変大きな課題になり、それを乗り越えていかなければならないというのが広域連合としての役割になっていくのではないかとこのように思います。そういう意味で例えば栄村に建設予定の特養施設ですけれども、今ご答弁がありました但し民民の場合と広域連合として建設をした場合に、いわば分担金と補助金の差額が約



1億1千万ですか、が軽減をされるというお話ですけれども、私は単にこの分担金と或いは新たに作る民間に補助金を出すというこの金額、約まあ半分ですけれども、それだけの問題で決定をしていいものなのかなというふうに思っているわけです。というのは先ほど丸山議員の答弁の中で、北信広域連合を除いて他のところはほとんどが民間になっているというようなご答弁をしましたけれども、それは間違いだと思うんですね。現実には南信地方でも既にある広域連合の運営をしている施設を民間にしようという動きはあることは承知をしておりますけれども、新たに平成11年度以降に建設をされた施設については、80%あらかた民間施設ですけれども、民間運営になっていますが、既存の施設で、この北信を除いてそのほとんどが民間になっていくというのは誤りではないかなというふうに思います。そういう状況の中でこの栄村に特養施設が作られるわけですけれども、やっぱりこの問題は多くの皆さんが心配をしているのは、現在ある施設とどのような対比になるのかということも、ひとつ利用者としては大きな問題だというふうに思うんです。で、資料でいただきました協定書の中では、一人当たり200万円の限度額そしてそのホテルコストについては広域連合の補助金相当分については控除をし設定をするということになってはいますが、このことは開会のときの連合長のあいさつの中にもありましてけれども、20年間の建設費を利用者から徴収する、その額に相当するものだというふうに説明がありました。このことは考えてみますと、20年間は確かに70床プラス3そこに北信広域連合の関係の住民の皆さんが入所をすれば、それはホテルコスト分については控除をされますが、先の長い話ですけれども21年目以降はこの分はどうなるのかという議論が当然でてくるわけですね。広域連合で建設した場合にはこの議論というはおそらくないだろうと思うんです。そのことをどのようにお考えになっているのかということも、更には望岳荘も新しくなりましたが、こういった個室形については、財務省はホテルコストとして徴収すべきだということで、いけば厚生労働省との確執があるようでもあります。このことはすでに決まったわけではありませんけれども今後の国の省庁間による駆け引きの問題として、望岳荘の利用料の問題についても影響をすることが懸念をされるわけですね。そうした場合にその整合性をどのようにとるのかということも大きな議論になってくるわけです。そのような問題点がこれからどんどん出てくるということを考えてみた場合に、広域連合として建設をした場合と、もっともっとその中身のある中での議論・比較をしていくことが求められるのではないかなというふうに思いますが、そのことについて改めて見解をいただきたいというふうに思います。それと正規職員と臨時職員との待遇改善策についてであります。既にご承知のように広域連合の給与に関する条例の中では、派遣された職員については派遣元で、まあ俗に言う面倒を見ている。施設に働く皆さんも含めて広域連合の職員は、中野市の一般職の職員の給与の支給に関する条例を準用するということになっております。大変失礼な言い方になるかも知れませんが、派遣された職員の皆さんは一定の期間を過ぎれば派遣元に戻る訳ですね。しかし施設などで働いている皆さん方は、中野市の一般職の職員の給与の支給に関する条例を準用するといいいながら、その格差というのはかなり大きな差があるのではないかなというふうに思うんです。連合長が答弁の中でも言うように、年齢的にも35.6歳、人件費が3分の2を占める、そういう状況の中で、まあ図らずも念の中では正規の職員の賃金すら下げていかなければならないという文章になったのかなというふうには思いますが、しかしこのことはそれぞれの構成市町村の職員が財政状況が厳しいという状況の中で、このようなことにまで波及をされているという例は無

いというふうに思うんですね。ですからこの中野市の一般職の職員の給与の支給に関する条例を準用をするという、その準用をするというその意味合いというのはどういうものにあるのか。確かに給料表というものは同じ物を使っています。しかしその、例えば昇給・昇格の基準なども含めてその違いというのは大きな問題になっているわけですね。ひとつじゃあ何を、例としてたとえたとすれば、国が言っているラスパイレース指数というものがひとつの基準になろうかなというふうに思うんですが。それぞれの自治体のラスパイレース指数は、県の市町村課も含めて明らかにしていますけれども、この広域連合の職員の賃金体系についてラスパイレース指数を適用するとするならば、いったいどのぐらいになっているのか。そのことがお分かりでしたらお答えをいただきたいというふうに思います。それと市町村合併と広域連合の役割についてです。広域連合の役割についてはご答弁の中にもありましたように、一定の権限を広域連合としては持っているわけですね。しかしこの権限を持つ、或いは行使をするということは滅多ありませんし、広域連合の全体予算の中で約8割が施設運営費ですから、残された2割の分でそれぞれの市町村計画などを含めた一般会計としての計上をされて具体的な事務をしているわけです。私は広域連合の役割というものは、もう一度スタートラインに戻って考え直すべきではないかという事と同時に、合併問題が議論されている時に、広域連合として何ができるのかということ、そのことを改めて考えるべきではないかというふうに思います。自治体によっては様々な住民の意思によっての選択肢があるというふうに思うんです。その選択肢が例えば、自立という選択肢もあるでしょうし合併という選択肢もあるでしょう。或いはその時に広域連合としてどのような対応ができるのか。或いは自立を選択した自治体に対して広域連合としてどれだけ関わりを持つのか、そのことを含めて考えることも広域連合としての役割ではないかというふうに思うんです。そういう広域連合のやはり役割というものを、改めてお伺いしたいというふうに思います。さらに一部事務組合については、広域連合の規約の中でもそれぞれ事務の処理をする中でも、ごみ処理計画なども含めて目的として掲げております。そして北信保健衛生施設組合更には岳北のごみ問題などを含めて様々な環境問題やごみ問題が言われています。この中では7市町村以外の自治体も入っている事務組合になっているわけですね。そのことを含めて広域連合がきちとごみ処理の研究をするという事を明言をしておりますけれども、具体的にこの環境問題を広域連合が7市町村以外の枠を越えてどのような対応をしていくのかということも、今まさに環境問題が言われている中で問われている課題ではないかと思うんです。そういう意味で、これらの広域連合の果たす役割、更には一部事務組合との連携などを含めたこの地域づくり、環境問題を含めて或いは福祉の問題を含めてどのように対応をしていくのか改めて見解をいただきたいと思います。

**議長(小林洋之君)** 綿貫広域連合長。

**広域連合長(綿貫隆夫君)** いくつかの質問を頂戴した中で、先ず広域連合としての役割であります。私はあの、長野県あたりの政策では広域連合を中心にして考えてきて、その後から合併の話が急速に出てきたというような事情もありまして、その政策方針に対しましてはいささか戸惑っておったわけでございますが、国のほうではまず先に合併ありきの方をウェイトをおいて進めたんじゃないかなという感じがございます。私、広域連合長を体験しながら思うことは、やはり広域連合というソフトなつながりというのは、それなりに非常に地方自治のあり方についても活性化する要素を持っている部分でありますので、特に

ソフト的な面なども含めましてのいろいろな活動については、広域で歩調を合わせるというようなことまで将来は発展していくのではないかなという気がしております。ましてし現行におきましての今までの地方自治体のあり方から見ますと、広域連合で相当重いものまで決定をするということになってまいりますと、とてもとても決定を守秘といいたいまいしょうか多数の人たちで首長さんも多うございますから決定をしていくということになるわけで、意見においてもなかなか一本化がむずかしいこともあり、また仮に一本化させるためにも非常に何回も会合を開くという問題が出て来ますので、それぞれの方が広域の方での負担と各市町村の首長としての負担とが、まあいわば倍加してしまう、そんなことではなかなかいい仕事できないんじゃないかと、今は問題点をはらんでいると思うんですね。それらの状況を勘案しながら考えてまいりますと、とりあえずは今は合併のことについて十分に検討はしていつているが、まあその次には必要なものについては連合によって可能性をかけていきたいというような時代がくるのではないかなというふうな感じでありまして、あまり法律の詳しいことがわかりませんもんでそんなふうにお答えをさせていただきます。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 先ず最初に施設の関係で、公立、私立の関係で一般質問を出されました。議員さんのご発言のとおりでございます、公設と民設の関係の比率まあ80%あまりが民設であるというのはあくまでも平成11年4月以降のことでございます、それ以前は結構公設も多うございましたので、改めて申し上げたいと思います。それから施設運営の将来の見通しでございます。先ほどらい監査委員さんのご指摘にもございましたが、現在の状況で人員配置が仮に本年度当初どおりの配置でいきますと、平成18年度からですが、一部施設におきましては財調を取り崩した後なお赤字になると言うような見通しもございます。従いましてトータルとして今後の計画をどのようにしていくかという事が、先ほどの広域連合長の将来に向けて検討をする必要があるという答弁になったものと思います。それから次でございますが、20年間ホテルコストの関係は軽減をされますが、その後21年目以降の状況はどうかということでございます。率直に言います、21年目以降につきましては事務局としても想定外であります、一般論といたしましてはこのような施設は15年ぐらい経ちますと大規模改修が必要になります。20年ぐらい経ちますと、決して柱や床が抜けるという意味ではございませんが機能として損なわれてございますので多分大規模な改修などが必要となりますので、その場合新たな投資が伴いますので、また当然その分に関わるホテルコストは残っていくのではないかなというように想像をしておりますが、これはあくまでも想像でございます。以上でございますのでよろしくお願ひします。あ、失礼いたしました。ラスパイレス指数でございます。ラスパイレス指数については、当広域連合としては試算してございませんでよろしくお願ひしたいと思ひます。それから正規職員と臨時職員の賃金関係、それから一般職の正規職員の給与の改善等でございますが、ご質問のとおり中野市に準ずるという事で運用をしまいつております。で、当連合につきましては事業のほとんどが、ご質問の中にもございましたように社会福祉の関係の職員が、特異でございますが行政職の1表というものを使わせてもらっております。従いまして、給料表、給料につきましてはそれぞれの職務・職責に応じてというふうなことになってございませんで、そこら辺で若干の差額は生じているものと理解しております。以上でございます。

(「はい」と言う声あり)

議長(小林洋之君) はい、高木尚史君。

11番(高木尚史君) 継続でお願いをいたします。最初にですね、栄村に建設予定の特養施設ですけれども、開会日の全協の中でも連合長のほうから報告がありましたし、さらに今日の質問の中でもありましたけれども、やっぱり施設に、協定書やなんかも含めて管内を最優先をするということになっておりますけれども、その入所をするときの判断材料だというふうに思うんですが、そのために入所検討委員会のための運営に関する要綱なども設置をして、資料をいただきましたけれども226名が全部登録の終了をしたというような資料と報告をいただきました。その中で、40名が入所し平均介護度が3.63ということになっています。ひとつはやっぱり入所検討の要綱がどういう感じになっているのかよくわかりませんが、例えばこういう方法でも入所検討委員会で、入所評価基準というものをきちっと設けているんですね。おそらく広域連合としても評価基準を設けていると思うんです。まその評価基準の設け方なんですよ。で、そこにはひとつの例として、総合点数を何点にして、そしてそれに基づいて介護度について要介護度1が何点、5が何点というように点数付けをしていく。そして介護者の状況についても点数付けをしていく。更には在宅サービスの利用率などについて、例えば直近3ヶ月どのような利用度があったとか、など含めて様々な角度での点数を作成をして、その上でAランクからDランクならDランクまでのランク付けをして、150点以上がAランク、或いは110点以上がBランクとか様々なその、総合点数によってランク付けをして、入所検討委員会で決定をしていくというそういうことになるというふうに思うんですね。そしてその中で特別な重要度による優先入所というものもいわば、俗に言う特認的な入所というものもそこに加えているところもありますけれども。そういったその、どういう形で入所が決定をされるのかという意味で、検討委員会の設置についてお話がございましたけれども、いったいどういう要綱なり基準をもって、この検討委員会を組織をしてこの226名という登録者の決定をされたのか。そしてその226名の皆さん方が、それぞれランク付けがされているというふうに思うんですけれども、そういったランク付けがされているとすれば、それらの課題・問題についてお伺いをしたいというふうに思います。で、それと同時に全て北信広域管内の皆さんが新たな特養施設に入ることになればよろしいんですけども、しかし現実の問題としてそうはならない場面もあるのではないかとこのように思うんです。というのは、ひとつは経営問題ですね、介護報酬単価が高い要介護度5の高い方が経営的には効率がよろしいわけですから、そういった方達が優先をされて入所をされるという心配があるでしょうし、同時にこの法人はここが初めてのようではありません。長野に、資料にありますように、特養施設を運営しております。そういった既に経営をしている施設との兼ね合いの中で、いわば入所者の異動なども含めて経営というものが考えられるのは当然だというふうに思うんです。同時に経営をより効率化するためには、そこに働く皆さん方の人件費というものを抑えるということも当然考えられるでしょうし、それに伴う施設の内容などが果たしてどうなるのかということも、なかなかチェックができない隠れた部分になっていくのではないかとこのように思うんですね。そういうところをきちんと対応ができるような態勢をとらない限り、いろいろと協定書やこれからの課題についてこれから決定をしていくようでありましてけれども、作っては見たけれども入所者として大変入所しづらい使いづらいというような施設であってはならないというふうに思うんです。そういう意味で建設段階

からいったいどの程度広域連合としての関わりが持てるのかというのもひとつ大きなポイントになるだろうというふうに思うんですが、そのことは当然2月議会には契約行為として具体的にあがってくると思いますけれども、その期間までに私が申し上げました比較検討もそうですけれども、きちんと開示或いは公表できて、皆が納得できるような具体的な細かなところまで詰めておくことが求められるのではないかというふうに思います。改めまして伺いをしたいというふうに思います。

それと正規職員と臨時職員との待遇改善、次長の方からご答弁がありました。行政1表を使っているということも十分承知をしておりますし、人事院は福祉職の給料表を作るような方向でもいるようであります。しかし考えてみますと、それぞれの自治体で働いている現業或いは非現業といわれる一般職の皆さん方の給料表はですね、過去に溯れば行政職表と行2或いは現業の皆さん方の使う給料表というように分かれていました。俗に言う現業の職員が、非現業一般職員よりも低位置に置かれるような給料表を使っていたものが、全て一緒になったわけですが、やっぱり現実にはなかなか現業の皆さんと非現業の皆さんとの賃金格差というのが埋まらないのが多くの自治体で見られるところであります。しかし今施設で働いていらっしゃる皆さん方は、肉体労働を中心として腰痛、或いは肩こりなどを含めてそれぞれの仕事の中でまあ職業病的なものを持ちながら一生懸命頑張っているわけですね。しかしそういった皆さん方の給与の格付けとですね、それぞれ派遣をされた職員の皆さん方との給料を対比をしたならば、恐らくかなりの差があるのではないかと思います。一丸的に北信広域連合の職員でありながら、派遣職員といわば施設で働く皆さん方の給料表の準用の仕方があまりにも違うのではないかというふうに思うんです。そのところはやっぱりきちっと改善をしていかなければいけない課題だと思うんです。ま、これ以上は申し上げません。それぞれ施設、北信広域連合の中にはそれぞれの該当する職員の労働組合がありますから、そこまでは私は踏み込むつもりはありませんけれども、しかし条例上で準用するというふうに謳っている以上、その準用をするってことが北信広域連合として求められている課題だと思いますから、このことについて改めまして伺いをしたいというふうに思っています。

広域連合の問題についてです。確かに広域連合、なかなか難しい問題なんですね。例えば、課税権が無いのがやっぱり一番問題だと思うんです。課税権があれば、やっぱりそれぞれ一定の税収があり収入があり、そしてその中でどういうことをしていくのかということはきちっと決められるわけですが、いかにせん広域連合の運営というのはそれぞれの加盟市町村による分担金で運営をせざるを得ないという状況の中でしているわけですから。しかしそう言っても広域的な行政を担うという或いは連絡調整をする、効率的な運営形態を維持をして行こうというそういった目的で設立をされた広域連合でありますから、ただ当面する大きな課題である2005年3月の合併問題に、そこに傾注することを重点とすることではなくて、まだまだ多くの課題を抱えているそれぞれの事務処理の課題があるわけですから、それらの問題に向けて広域連合としてきちっと対応をしていくということが求められているというふうに思います。改めましてご答弁をいただき質問を終わります。

**議長(小林洋之君)** 月岡次長。

**事務局次長(月岡保男君)** 栄村の特養の関係は、ただいまのご質問の中でも触れられておりましたとおりでございます。管内の優先それから地域との関わり等々を重要視した形で事務を進めていくことになりま

す。それから職員の給料の関係でございまして、派遣職員といわゆる連合採用の職員との差でございまして、議員のご質問の中でも一部触れられておりましたが、広域連合は7つの市町村によって構成をされております。中野市の例によるとなっておりますが、構成する市町村のそれぞれの給料の実態等も十分勘案をする必要がございまして、その辺の兼ね合いをとってまいっておりますが、ただいまの議員さんのご質問の関係についてはそのように考えているわけでございます。それから入所検討、つまり新しくできます栄村の特養の関係で入所をどのようにやっていくのかというような内容でございまして、質問の中で議員さんには対応について触れられております。優先順位を決定する場合には、介護度とか、それからその人自身の他の生活がどの程度自立できるかとか、家の方のその方に対する介護がどの程度できるかとか、そういうものが重要な要素になります。それからまたもうひとつは、今後は広域的にやはりサービスが展開される訳でございますので、北信広域連合の管内の住民の方或いは親族が管内の方であるかどうかということも、ひとつ入所にあたっては総合的な判断の中で重要視をされる事柄になってきておりまして、現に私どもの入所検討委員会の中では、広域連合の中に居住する方、それから以外の方というのにつきましましては、一定の点数でハンディをつけてより優位性を保つようにして運用をしております。以上でございます。

(「はい」と言う声あり)

議長(小林洋之君) はい、綿貫広域連合長。

広域連合長(綿貫隆夫君) ひとつその高木議員からの質問で、広域連合というものの将来に対するあり方ということについて、私に再度お聞きになりましたのですが、先ほど答えたとおりでございますけれども、やはり合併をして事を、自治体としての事を進めていくことに対して、そこまで行かなくてもやはり点線につながったような言ってみればもっとソフトなラインというんですか、これはもう今企業でも何でも合併ではなくて提携をしながら新しい企業体を作っていくというような事も非常に時代の方向としてできておりますが、やはり同じような意味合いが時代の中にあると思いますし、広域は広域での良さというものを大いに生かしながら将来に期待させていかなければいけないだろうと思っております。

議長(小林洋之君) 以上をもちまして、高木尚史君の質問を終結いたします。

---

### 3 討論、採決

議長(小林洋之君) 日程3、討論、採決を行います。

はじめに、討論を行います。討論のあります方は、早急に書面をもって、議長の手元まで通告願います。なお、発言通告書は事務局長のところにあります。

---

議長(小林洋之君) ここで、暫時休憩いたします。

(休憩)

(午後 2時43分)

---

(再開)

(午後 3時00分)

議長(小林洋之君) 休憩前に引き続いて会議を再開いたします。

---

**議長(小林洋之君)** 通告がありませんでしたので、以上で討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

はじめに、議案第1号、平成15年度一般会計補正予算(第1号)から、議案第10号、平成15年度公平委員会特別会計補正予算(第1号)までの以上10議案について、一括して採決したいと思います。

おはかりいたします。

議案第1号から、議案第10号までの10議案について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。よって、議案第1号から、議案第10号までの10議案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成14年度一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第21号、平成14年度公平委員会特別会計歳入歳出決算認定についてまでの、以上11議案について一括して採決いたします。

おはかりいたします。議案第11号から、議案第21号までの11議案について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第11号から、議案第21号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

(小島友一君退席)

次に、議案第22号、監査委員の選任の同意について、を採決いたします。

おはかりいたします。議案第22号について、原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

**議長(小林洋之君)** 起立全員であります。

よって、議案第22号は、原案のとおり同意されました。

(小島友一君入室)

---

**議長(小林洋之君)** 以上で、予定した議事は全部終了いたしました。

ここで広域連合長から、あいさつがあります。

綿貫広域連合長。

(広域連合長 綿貫隆夫君登壇)

**広域連合長(綿貫隆夫君)** 平成15年第2回の北信広域連合定例議会におきまして、上程申し上げました全ての案件につきましてご審議をいただきまして、補正予算につきましても決算につきましても、それぞ

れ可決・認定を頂戴いただきました。大変どうもありがとうございました。北信広域連合の当面いろいろな課題の中でも介護保険制度が中心となった大きな動きがあるわけですが、まだまだ方向を定めていく上では過渡期の段階だな、また同じように施設の増設につきましても、官から民へというような考え方で、民でできるものは少しでも民でやっという、日本全体の方向もありまして、その中でいろいろな問題を抱えながらその方向に沿っていけるように努力をしていかなければならないのではないかと、いうふうに思っております。しかも構成の市町村の中でも、現在は当面する合併問題のことにつきましても、今後その影響がやはり構成メンバーの仕組みが変わるという面でも影響してくることもあろうかと思っております。いろいろな面で摸索の段階ではありましようけれども、その中で一生懸命私もやっというので、議会の皆様方からも良きご理解・ご指導をいただきたいと思っております。大変どうもご苦勞様でございました。

---

#### 4 閉 会

議長(小林洋之君) 以上をもちまして、平成15年第2回北信広域連合議会定例会を閉会いたします。  
ご苦勞様でした。

(閉 会)

(午後 3時05分)

---

以上会議のてん末を記録し、相違ないことを証明するためここに署名する。

平成15年12月15日

北 信 広 域 連 合 議 会

議 長 小 林 洋 之

署名議員 大 塚 一 夫

署名議員 小 林 克 彦